

(第一類 第二號)

衆議院

總務委員會議

平成二十二年三月十六日(火曜日)

出席委員

委員長
近藤
昭一君

理事 稱見 哲男君

理事 福田 昭夫君

理事 大野 功紳君

大谷
啓君

奥野総一郎君

中後
享昌

中野渡詔子君

卷之三

湯原俊二君

清江先生集

管義偉君

名公一書

塙川 鉄也君

柏澤
未遠君

總務大臣

編務畠大臣

總務大臣政務官

總務大臣政務官

政事参考人

卷之三

卷之三

第一類第二号 総務委員会議録第八号

平成二十二年三月十六日

いたときに、八女の地まで激励においていただきました。そして、あれからもう十七年、大臣は野党で大変長く議員生活されたということで大変だったと思いますけれども、このたび政権交代が起こり、そして総務大臣に就任されたということでおございまして、心からお喜びを申し上げ、そして、原口大臣にこうやって質問できることを私も大変うれしく思つておるところであります。

民主党も、総務委員会だけ見ても首長出身者が大分ふえまして、今十二人ですか、「デモクラツツ」の会ということで今勉強会もさせていただいておるところでございます。それで、私は合併の実践者として、本音の部分も含めて少し話をさせていただきたい、論議を交わさせていただきたいと思つております。

私は、市民の目線で、オープン、フェア、クリーンな市政をやつていかなくてはいけないということでやつてまいりました。そして、ISOの14001とか9000シリーズなども取得しながら、何とか地方自治体を元気にしなくちゃいけない、そして市民の目線でしなくちゃいかぬといふことでやつてきたところでございます。そういう中で、地方は、今までだと思ひますけれども、ずっとここ数年間、乾いたぞうきんを絞るかのように努力をしてまいつておるのではなかろうかな、そういう気がしておるところでございます。

それで、私は国会に来まして、ちよつと苦言にならうかと思ひますけれども、国の方が緩んでいるんじゃないかなという気がいたします。例えば電気の明るさにしても、私、どうも電気を消す癖がついておりまして、トイレの電気なんかも消して回つておるような状況なんですが、しかし、国民にやはり国会が、あるいは国会議員が範を示すということが一番大切なことじやないのか

など思つておるところでござります。
本題に入らせていただきまつた。
平成の大合併が平成十一年から始まつたといふ
ことでございまして、今申し上げましたように、
私が市長をしておつた市も、その大きな波の中で
合併協議をやつてしまひました。思い出しました
ところ、それで五つの協議会をつくりました、久
留米とか筑後市とか八女郡とか。そういう中で、
結局二つが成就したということでありました。
小さな自治体の財政の立て直し、あるいは地方
分権の受け皿づくりの整備だ、ということです。
合併が迫られたということでござります。大き
かつたのは、やはり国の主導というものが大き
かつたのではなかろうかなと思つておるところで
ござります。
こういう中にあつて、今、総務大臣として、原
口大臣がこの平成の大合併をどう評価されておる
のか、ぜひともお聞きしたいと思います。
○原口國務大臣 おはようございます。
野田代議士におかれましては、全国最年少、三
十四歳の市長さんとして、私ももう二十年近く一
緒に歩いてこれたことをまず心から誇りに思いま
すし、市長さんの時代にお書きになつた、地方に
帰つて市長になるうじやないか、あの御本は私に
とつても今でもバイブルです。何となれば、自分
のふるさとを自分たちの力でよくするんだ、そこ
にこそ、地方自治のまさに志の原点があるという
ふうに考えます。
その上で、お尋ねでございますが、まず、この
合併は国主導の部分もあつたと思います。しか
し、その中で大変な御苦労をはねのけて合併をさ
れてこられた皆さんの御努力に、現政権の総務大
臣としてもまずもつてお礼を申し上げたいし、敬
意を払いたい、これがまず第一であります。
その上で、大合併はことしで一つ区切りにする

一一八

わけですけれども、メリットとすると、やはり広域的なものができる、そして事務の簡素化もできる、そういうものでございます。

ただ気をつけなきやいけないのは、まだ過渡的であるからかもわかりませんけれども、中心部だけがよくなって周辺部が寂れてしまつたんじやないか、あるいは役場が遠くなつて不便になつたんじやないか、旧市町村地域の伝統や文化やあるいは地名などが喪失してしまつたんじやないか、こういう心配の声も上がつてることも事実でございます。

これは合併そのもののデメリットなのか、それとも、創富力というか、富を生み出す力をその間に随分奪いました。あるいは三位一体改革で地方が疲弊したということは事実でございます。ですから、これをすべて合併のせいだというふうに総括するまでには至らないかもわかりませんけれども、引き続き、合併した市町村が合併の効果をより一層發揮していただけるように、あるいは、合併に伴い生じるさまざまな課題に着実に対処し、合併したから文化がなくなつたなんというのは絶対あってはならないというふうに思いますので、総務省といたしましても、しっかりと地域を支え、そういう政策を遂行してまいりたい、このようになります。

○野田(国)委員 ありがとうございます。それで、私は合併を振り返つてみまして、本当に苦しかったこともいろいろ思い出します。ある意味では、逆に、一番合併を拒んだものは何かなと考りますと、やはり政治生命。市町村長あるいは議員は合併をすると失職することになるということでありまして、そういう本音のぶつかり合いと申しますが、そういう思いで、今回の合併でも多くの首長あるいは議員の方々もおやめになつたということあります。三役と議員で約二万一千人減つたということで、また、経費だけ考へても一千二百億円から削減がされたということございます。ぜひともこれを、本当に地域のためだと思ってやられた首長の皆さん、あるいは

議員の皆さん、その思いというものをしっかりと受けとめていただいて、今後とも、基礎自治体、市町村に対する御支援を、地方再生のためによろしくお願いをしたいなという気持ちでいっぱいです。

しかしながら、片方では、國の方がまだまだ改革が進んでいないんじゃないのかなと思いますので、このあたりのところをまたリーダーシップを持つきりやついただきたいと思います。

それで、合併の一つの目的であります受け皿づくり、これを考えてみますと、市町村の四分の一はまだ人口が一万人以下ということなんですね。今後どうしていくかという中で、國の形のあり方ということになつていくかと思ひますけれども、ここが非常に大きな問題ではなかろうかなと私は思つております。大臣がおつしやつておりますように、一括交付金なども基礎自治体に自由に使つてくださいということを示されるということになりますと、小さな自治体では非常に難しい部分が出てくるのではないかなどということを思つておりますが、大臣はそのあたりのところをどうお考へであるか、お聞きしたいと思います。

○原口国務大臣 お答えいたします。

委員がおつしやるよう、公共サービスを提供できる、公共サービス基本法というのをさきの国

会で、この総務委員会で成案をつくつていただき

て、そして議員立法で成立させていただきまし

た。公共サービスの最低のラインというの

で、やはり自分たちが何かをしていかなくちゃいけないというようなレベルが非常に高くなつてきましたことは事実ですよというような話を聞きました。私も大変喜んでおるところでございますの

で、これまで数年間たつていて、時間が過ぎてきますと、今の評価とまた変わつてくるとい

うこともありますので、そのあたりもしっかりと見きわめた上で判断をしていかなくてはいけない

のではなかろうかなと思っておるところでござい

ます。

そこで、私、先ほど申し上げました國の形の問題で、ニットは一体何なのかと、今の委員の御質問に対する答えになるんだと思います。

私は、例えば三百人、四百人の市町村であつて、その公共サービスにおける権利を保障できる最低工

会で、この総務委員会で成案をつくつていただき

て、そして議員立法で成立させていただきまし

た。公共サービスの最低のラインというの

で、やはり自分たちが何かをしていかなくちゃいけないというようなレベルが非常に高くなつてきましたことは事実ですよというような話を聞きました。私も大変喜んでおるところでございますの

で、これまで数年間たつていて、時間が過ぎてきますと、今の評価とまた変わつてくるとい

うこともありますので、そのあたりもしっかりと見きわめた上で判断をしていかなくてはいけない

のではなかろうかなと思っておるところでござい

ます。

そこで、私が度も度も地域住民の方に言つたのは、この後には道州制があるんで

す。小さな市だといいますけれども、ニュージーランドに行けば、上から三番目ぐらいの大きな町なんですね。だから、その規模についてはこれからよく議論をしながら、まずは私たちは地域の創

造が進んでいないんじゃないのかなと思いますので、このあたりのところをまたリーダーシップを持つきりやついただきたいと思います。

それで、私は合併を進めた一人なんですが

ね。

一方であるんじやないかというふうに思います。

私が住む佐賀市は人口が二十三万ちょっとであります。小さな市だといいますけれども、ニュージーランドに行けば、上から三番目ぐらいの大きな町なんですね。だから、その規模についてはこれからよく議論をしながら、まずは私たちは地域の創

造が進んでいないんじゃないのかなと思いますので、このあたりのところをまたリーダーシップを持つきりやついただきたいと思います。

それで、私は合併のこととを総務委員会で質問するということで、合併した、私が元市長をしておつた八女市の職員にちょっと聞いてみましたところ、しかし、いいことがありますけれども、ここが非常に大きな問題ではなかろうかなと私は思つております。大臣がおつしやつておりますように、私は思つております。大臣がおつしやつておりますように、私は思つております。大臣がおつしやつておりますように、私は思つております。大臣がおつしやつておりますように、私は思つております。大臣がおつしやつておりますように、私は思つております。大臣がおつしやつおりますように、私は思つ請您するべきだし、その結果として、地域のさまざまな公共サービスは地方自治体、基礎自治体がやつて、そしてその基礎自治体の意思が道州に向かうというのであれば、九州というのを示すべきだと私は思つんで。ですから、合併を推進している中で私が何度も何度も地域住民の方に言つたのは、この後には道州制があるんで

す。小さな市だといいますけれども、ニュージーランドに行けば、上から三番目ぐらいの大きな町なんですね。だから、その規模についてはこれからよく議論をしながら、まずは私たちは地域の創

造が進んでいないんじゃないのかなと思いますので、このあたりのところをまたリーダーシップを持つきりやついただきたいと思います。

それで、私は合併を進めた一人なんですが

ね。ですから、ぜひともそのあたりのところを、国がどうなつていくのかということを、今いろいろ戦略会議などでも論議されておるようでございます。されども、示す必要があると思つております。

それで、私は合併のことを総務委員会で質問するということで、合併した、私が元市長をしておつた八女市の職員にちょっと聞いてみましたところ、しかし、いいことがありますけれども、ここが非常に大きな問題ではなかろうかなと私は思つております。大臣がおつしやつておりますように、私は思つております。大臣がおつしやつおりますように、私は思つ請您するべきだし、その結果として、地域のさまざまな公共サービスは地方自治体、基礎自治体がやつて、そしてその基礎自治体の意思が道州に向かうというのであれば、九州というのを示すべきだと私は思つんで。ですから、合併を推進している中で私が何度も何度も地域住民の方に言つたのは、この後には道州制があるんで

す。小さな市だといいますけれども、ニュージーランドに行けば、上から三番目ぐらいの大きな町なんですね。だから、その規模についてはこれからよく議論をしながら、まずは私たちは地域の創

造が進んでいないんじゃないのかなと思いますので、このあたりのところをまたリーダーシップを持つきりやついただきたいと思います。

それで、私は合併のことを総務委員会で質問するということで、合併した、私が元市長をしておつた八女市の職員にちょっと聞いてみましたところ、しかし、いいことがありますけれども、ここが非常に大きな問題ではなかろうかなと私は思つております。大臣がおつしやつおりますように、私は思つております。大臣がおつしやつおりますように、私は思つております。大臣がおつしやつおりますように、私は思つております。大臣がおつしやつおりますように、私は思つております。大臣がおつしやつおりますように、私は思つ請您するべきだし、その結果として、地域のさまざまな公共サービスは地方自治体、基礎自治体がやつて、そしてその基礎自治体の意思が道州に向かうというのであれば、九州というのを示すべきだと私は思つんで。ですから、合併を推進している中で私が何度も何度も地域住民の方に言つたのは、この後には道州制があるんで

す。小さな市だといいますけれども、ニュージーランドに行けば、上から三番目ぐらいの大きな町なんですね。だから、その規模についてはこれからよく議論をしながら、まずは私たちは地域の創

「うわー、アーリー！」

○野田(國)委員 基礎自治体、そして県、国、道
州制ということになるわけでありますけれども、
私の十六年間の経験から申しますと、県の存在、
ちょっと県会議員の経験の方もいらしゃるか
と思いますが、この県の存在が一番少し邪魔され
たというか、私はそういう思いが非常に強うござ
います。

市長時代はなかなか言えませんでしたけれども、もうやめましたので言えることなんですが、本当に、はしの上げおろしと申しますか、例えば直接総務省などに行きますと、何で行つたんだといふおしかりを受けるような状況でありましたので、私は、県が基礎自治体を余り指導し過ぎるというか、そういうことを思いますので、となると、道州府、九州府とかやっていましたけれども、そのあたりがいいのかなという印象を持っていますので、ぜひとも参考にしていただけたらと思っております。

最後に、きのうの朝日新聞に「マニフェスト案行、担当記者が採点」ということで、地域主権の分野では、地方の自主財源の大幅増はA、国と地方の協議の場の法制化はA、ひもつき補助金廃止はB、国直轄事業の地方負担金廃止はAというような評価もなされておるようでござりますので、今後ともしっかりと、総務省の皆さん、原口大臣を中心して頑張っていただきたいと思います。とともに頑張りましょ。

ありがとうございました。

○近藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

十分という時間でありますので、大臣、答弁は簡潔によろしくお願ひします。

まず、平成の大合併に対する評価と検証という視点で質問いたします。

日本が近代国家になりまして以降、三度の自治体合併時期があつたと理解しております。一回目は

わけ
で
す。

過去の二度の大合併、大まかに申し上げますと、明治の大合併というのは小学校や戸籍に着目した合併だった。昭和の合併を見れば、例えば、中学校校を効率的に設置管理していくという視点があつたと思います、全部じゃありませんがね。一方、この平成の大合併を見ますと、地方分権の推進の中で、市町村合併後の自治体数は千を

目標とするというふうな方針を踏まえて合併を推進するというものであった。

前者、明治、昭和の二つは、教育など、住民サービスの向上といった行政上の個別具体的な目標に基づくものであつた。それに対し、平成の大合併は地方分権の推進を目的にしていますが、現実には地方分権は進まず、地方交付税や補助金制度の一方的な削減だけが目につく、こういうことがあります。平成の大合併は、結果的に、地方の財政を圧迫する、特に周辺部の住民サービスの低下を招いたと言わざるを得ない。

○原口國務大臣　今委員がお話しになつた三つの合併、大変的確な御指摘だと思つています。平成の大合併は、確かに地方分権の受け皿、このことで大変な御議論、そして御努力をいただいた、まずここに敬意を表したい。その上で、ではなぜ住民に対しても合併のメリットが感じられないのか。そこは今委員がおっしゃつたように、分権、みずからが決定してみずからがつくるという、先ほど野田委員がお話しになつた効果とともに、三位一体改革が直撃しているために、財政のための合併だったとうふうに、国の庭先をきれいにして地方がそのツケを受ける、こういうものがあつたので、なかなかか合併のメリットが生かされていないんじやないか。

て、合併をしたところ

○重野委員　さらに議論を深めたいと思うんです
が、総務省が三月五日、「平成の合併について」
という報告書を発表されています。これまでの平
成の合併について現時点において総括するとい
うものです。

その文書の中に読売新聞の世論調査が出てゐる
んですが、その調査の結果を見ますと、合併で住
民サービスがよくなつたと答えた方は二五%にす
ぎない、六三%がよくなつたとは思わないと回答
している、このように報じております。今回の報
告書では、こうした各種マスコミなどの世論調査
をもとに問題点がずっと挙げられているんですね。
その一方で、随分さかのぼるんですが、二〇〇〇
六年に総務省は、市町村合併の効果についてとい
う報告書を出しております。それを見ますと、住

○重野委員

のある中心部は別として、市役所から離れていくほどその地域が明らかに後退している。それは道路一本見たつて、以前と今と比べたら、明らかに手が届いていない。これはもう何回も私は申しているんですが、そういう部分をピックアップして、一つ一つやはりきちと整理をして、どう対応するかということを真剣に考えてもらいた

「平成の合併」について」を参考に申しているんです
ですが、基礎自治体にかかる今後の課題として
て、「今まで以上に、市町村の責任と判断で住民
の負託に応えていく必要がある。」このように書いて
ております。また、こうした観点に立つて、「市
町村の行財政基盤の強化を図り、より一層の効率化
を図るべき市町村も存在していると考えられ
る。」とか、そのようなことがずっと書かれている
んですね。

二〇一〇年三月で、九九年以來の合併推進につ
いて、これまでどうだったのか、今後は、今後、今後

○原口國務大臣 まさに委員がおっしゃるよう
に、合併して中心部だけ栄えたというような話が
ございます。したがつて、今後どうするか。
国、県の合併に対する積極的な関与、これはも
うやめよう。ただ、自主的な合併を選択する市町
村については、合併を円滑化するための特例を内
容とする合併特例法改正案を今回提出して御審議
いただいておるわけでございます。

そこで一番大事なのは、やはり行政財政基盤の強
化。それとともに、仕事のやり方を仕分けして、
電子政府あるいは効率化をする一方で、公共サー
ビスで働く人々は、住民に対する対人サービス
化のあり方そのものの整備もさせていただきたい
し、今回、交付税を一・一兆円ふやさせていただ

えていふところがござります。

ております。

るんだというのはあつていいと思うんですよ、考

四

○重野委員 それでは終わりに、平成の大合併は、最初にも述べたとおり、地方分権の推進等を目的の一つとしております。また、「平成の大合併について」でも、地域主権を担い得る行財政基盤の強化が挙げられている。これらは団体自治

○重野委員 今大臣が申しましたように、住民自治、住民が参加する場をどう目的意識的につくつていくか、これは国も地方も真剣に、常に意識して取り組んでいただきたい、このように思いまして、私の質問を終わります。

○原口國務大臣 え方として。御答弁をお願いします。
質的な御議論をいただきたい。

私たちには、マニフェストを変えたという考え方を持つてはいるのではなくて、むしろ逆に、進化を止めさせよう。つまり、相合ひからぬは、コスモス

を担つてゐる政府は、あるべき姿というのは当然提示しなければならないと思つています。これは地方の皆さんのが決めるべきことですというふうに問題を投げるだけでは、私はいかがなものかなと思ひます。現在の都道府県、市町村、そして国といふ仕組みをどう変えていくのかということは、政府についても二十ナ筋義することはもちろんで

という側面が強く出ていると思うんですね。一方、住民自治はどうなっていくのかという問題がある。

ありがとうございました。
○近藤委員長 次に、谷公一君
○谷委員 谷公一でございます。

させてきた。つまり、自治といふものは、中央政府がこの形だと一方的に決めて、上からばさつと押しつけて、こんなものだ。これでやつてください、皆さう、こういふな形で、先ほゞ寺田委員があらう一つよくつかひませんよ。

あめどむちを使つた平成の大合併では団体の規模が追求された。結果として、住民自治の觀点が欠落していたのではないか、このように思うんですね。報告書でも指摘されている、吸収合併によつて町や村を代表する議員がいなくなつた、地域のそういう不満の声があることも事実。自治に対する意識が、小さな町や村に比べて、合併によって大きくなつたことで希薄化したのではないか、こういう危惧も持つわけですか。

きょうは 今の野田委員重
題意識はダブルのこところがあるか
れからの自治のあり方について
つ、年金運用についての考え方
て三つ目には、先週成立了いたし
部改正の今後の取り組みについ
いて原口大臣などに御質問をさ
うと思います。

点から、今後、どのような課題があり、それに對してどのような対策を考えていこうとしているのか、その点についても確認しておきたいと思います。

ます。基礎自治体の重要性といえば、大臣が言われる、鳩山総理を見て、今までの民主党のマニフェストと、例えば市町村合併について

言われる。そして、二〇〇三年、平成十五年、議論がなされたことは、たびたび言っています。そこで、まず、事務権限を移譲します」とあります。一方で、委員の問題意識のように、最適な公共サービス、あるいは最適規模というのはどれぐらいいなのか、その議論はあっていいというふうに思いますが、ムヒラガニエスからその三百七十万というのは、例えばというのがありますから例示だと思います。三十万人という規模の都市を目指しているわけではないと、恐らく大臣は言つているかと思います。例示でもいいです、三十

○原口國務大臣 憲法九十二条に明定されてゐる
自治の原則、これは住民自治、団体自治、補完性の
原則、こういつたものがございますが、今最も
大事で欠けたものは、今おつしやる住民自治のこと
ころだと考へてあります。

成十五年、私が初めて参選させ
ありますが、その年のマニフェ
年の参議院選挙、そして郵政選
フェストにも合併は推進する、
てある、民主党のマニフェスト

そのためには、住民参加のあり方、これを地方行政財政検討会議においても検討しておりますが、まずは、住民がみずからのきずなをつくり、みずから地域に参加してつくっていく、この仕組みをどう維持し、あるいは発展させていくかということが大事だと思います。

前の参議院選挙には、全国を三百程度の基礎自治体に再編するということも書いてあつた。昨年の選挙では何も書いていない。

そもそも基礎自治体を、どういう規模で、どういう権能を持つたものと考えているのか。まあ、国民の目から見れば、選挙のたびにころころ変わっている。三百自治体というのは、いつの間にか、あれは地方自治体の反発が強いせいなのか、取り下がたというふうに見ております。どうですか、大臣、この基礎的自治体の今後のあり方。直ちにではなくて、こういうふうな基礎自治体にす

と本当に言っているのかということで今それを外しているということござりますので、御理解をいただきて、そして、どの規模が一番最適なのかということは、またこの委員会でも御指導をいただければというふうに思っております。

○谷委員 大臣は、これは進化したんだと言われますけれども、もう一つ理解できないところがあります。

ただ、国あるいは政府の方が一方的に押しつけるという考え方ではうまくいかないという御意見には、私もそのとおりだと思います。ただ、政権

から、児童相談所なども設けます、都市計画も相当権限があります。そういうものを三十万人程度であれば与えていいという考え方だと理解させていただいてよろしいんですか。

これは、民主党のマニフェストの解説を答弁いたぐるよりも、大臣の考え方を、総務大臣として、あるいは分権担当になるんですか、お尋ねしたいと思います。

○原口国務大臣 本当に谷議員とのやりとりは、本質的で、私の考えも深めさせていただいて、まことに申し上げたいと思います。

前の参議院選挙には、全国を三百程度の基礎自治体に再編するということも書いてあつた。昨年の選挙では何も書いていない。

そもそも基礎自治体を、どういう規模で、どう

と本当に言つてゐるのかということで今それを外
してはいるということござりますので、御理解を
いただきて、そして、どの規模が一番最適なのか
ということは、またこの委員会でも御指導をいた
しました。

から、児童相談所なども設けます、都市計画も相当権限があります。そういうものを三十万人程度であれば与えていいという考え方だと理解させていただいてよろしいんですか。

○谷委員 大臣は、これは進化したんだと言われますけれども、もう一つ理解できないところがあります。
ただ、国あるいは政府の方が一方的に押しつけるという考え方ではうまくいかないという御意見には、私もそのとおりだと思います。ただ、政権

これは、民主党のマニフェストの解説を答弁いただくというよりも、大臣の考え方を、総務大臣として、あるいは分権担当になるんですか、お尋ねしたいと思います。

○原口國務大臣 本当に谷議員とのやりとりは、本質的で、私の考えも深めさせていただいて、まことに申し上げたいと思います。

その上で、国、県、市でそれぞれ事務主体が違うことによって、国が企画をして実施をしたり、県や市がダブルでやっていたりして、多くの不都合が起きているというふうに私は考えているんです。ですから、この地域主権型社会の基本を基礎自治体に置いて、原口プランに示させていただいているように、地域主権改革において基礎自治体への権限移譲を積極的に推進したいと考えているわけでございまして、例えば三十万人という、その行政の一定の基礎的なマンパワーがあれば、今委員がお話しされたような権限についても実施できる基礎体力があるのではないかということで、そのマニフェストについては例示をさせていただいているということをございます。

○谷委員 三十万人規模は、体力があれば今の政令市並みの権能を持つても十分やっていけるというお考えだというふうに理解させていただきました。

そうしたら、もう少し具体的に聞きます、抽象的ではなくて。

市町村にその権限をしつかり今まで以上に持つてもらって、分権の受け皿として頑張つてもらわなければならぬのだというのが、先ほど野田委員との質疑でもあつたかと思います。

しかし、市町村はさまざまです。特に町村ですかね、平成の大合併をとりあえず終えたというかピクは過ぎましたけれども、人口一万人に満たない市町村は全国にたくさんあります。私の兵庫県は、全国で唯一と言つていいかと思いますが、人口一万人未満の町村は一つとしてありません。それだけ合併が進んだことでありますけれども。そういう町村に、今まで以上に受け皿となるには、最低限の福祉サービスもしつかりやつて合併で一千七百余りの市町村に再編されてここまで来たのだから、基本的には市町村、特に町村に生活保護も含む福祉行政をすべてやつてもらうこ

とを原則にして、それができないところは府県がどういうふうな役割で出るかという考え方でもう一度考え直した方がいいのではないかと思います。

○原口国務大臣 私は、この平成の大合併は、もちろん、先ほどの御議論がござりますように、メリットだけじゃなくてデメリットについても公平に見ていかなきやいけないというのは事実だと思います。

一方で、そういう権限が来れば、委員がおっしゃるように、責務もあるいは義務も負つていただかなきやいけないわけございまして、市町村がどのサービスの義務を負うかということは大変大事なところでございますので、これこそ国、地方の協議の場で……。たしか、権限移譲、財源移譲のときに、地方が一番バッターカラ九番バッタ一まで、これは地方に移管してくださいねといつたときに、今おっしゃる生活保護は、野球でいうと一番から九番のレギュラーには入つていなかつたんですね。その後ろに入つていたといいういなりたい、こう考えています。

○谷委員 何か上手な答弁にはぐらかされたといふ感じで、もう一つよくわかりません。

もう一度お尋ねします。

原口大臣は、最も基礎的な自治体の市町村、まあ、市は今生活保護をしていますが、町村は生活保護をやるべきだとお考えですか。私は、基本的

に、町村でも、一万人未満というよりも、一千人未満の町村も全国で少なからずあります、そういう実態、現実には福祉事務所を設けてケーブルカーというのは難しいというのは十分承知しているつもりです、ただ、あるべき自治のあり方として、最も基礎的な自治体に権限移譲、財源移譲、データーネットである生活保護を町村が行わないといふのはいかがなものかなと思っていました。

○原口国務大臣 まさに、そこが補完性の原則なんだと思うんですね。

今も委員がおっしゃったように、千人規模の自治体で果たしてそれができるかどうかというのは、私はかなり多くの議論が必要なのではないかと思います。では、そのサービスをしなければ、再度お尋ねします。

○原口国務大臣 まさに、そこが補完性の原則なんだと思うんですね。

今も委員がおっしゃったように、千人規模の自治体で果たしてそれができるかどうかというのは、私はかなり多くの議論が必要なのではないかと思います。では、そのサービスをしなければ、再度お尋ねします。

○谷委員 生活保護なり福祉行政について国役割というお話をございましたが、私にしてみればもう一つよくわからない議論です。

余りセーフティーネットだから国の役割という理念で考えると、それこそ年金記録問題の、社会保険庁の二の舞になると思います。現実のきめ細かいサービスは、国にはその力がないと私は思っています。ないんです。国には、住民の皆さん一人一人の生活の状況を事細かに把握してサービスを供給する体制もないと思っています、私自身は、そのない力を、あると言つて引き上げたのが社会保険庁でした。その引き上げた結果が、年金の収納率の急減によくあらわれたと思つています。

○谷委員 ですから、一部に、生活保護は自治体よりも地方政府の言われる地域主権の考え方から見ればいかがなものかなと。逃げてはいけない、権限を持つということは責任も負うということですから。そういう意味で、私はどうかなと思います。

○谷委員 大臣にこれ以上答弁を……。

○谷委員 私自身は、保育のサービスも住民に身近なところに現金給付は中央政府、サービス給付について

は地方政府、自治体がやることが一番いいと。それはもうおっしゃるとおりで、嫌なものは負いませんよという地元主権はあり得ないということだけは申し上げておきたいと思います。

○谷委員 その絡みで、先ほども少し出ましたが、道州制についてお尋ねしたいと思います。

そばにおられる秋葉委員が、三月十一日に、道州制について大臣の考え方いろいろ御質問されました。大臣の答弁の中で、先ほど来大臣がお話ししていますように、余り國の方で道州制はこ

うあるべきだ云々というよりも、まず地域でいろいろ考えていただく、選択していただくという手

法が正しいのではないかという答弁だったと思います。しかし、私は、それでもひつかかります。

そういうことでこれから地方の自治体の姿とうのはグランドデザインできますかという疑問であります。基礎的な自治体をしっかりとさせるというのはわかります。私も大賛成です。議員になつて一貫してそのことを主張し続けたつもりです。では、その上の都道府県のあり方は、今までいいと思つていません。我々自民党は、道州制といふことを打ち出して、選挙では常にミニファーストでそのことを明記しているわけでありますけれども、民主党のミニファーストは、先ほどの基礎自治体と同様に、大臣、これは大きくぶれてると思います。

二〇〇三年、平成十五年は、「十年後をメドに道州制に移行」「十から十二の道州に再編」ということを明確に言わっていました。翌年の参議院選挙ではややトーンダウンして、「基礎自治体の規模拡大、基盤強化の中で、道州制の実現へ向け制度整備に着手」とトーンダウンをした。二〇〇五年もトーンダウン。それで、二〇〇七年、三年前の参議院選挙で大きく修正したと私は思います。

「当分の間、広域自治体は道州によらず、現在の都道府県の枠組みを基本とします。」となつていますが、昨年の選挙です、トーンダウンがやや戻ったという理解なのか、どう理解していいのか私も苦しむところですが、ミニファーストには「将来的な道州の導入も検討していきます。」とあります。

これは、大臣、素直に考えて、相当ぶれていますよ。どうでしょう、御所見は。

○原口国務大臣 これは、さまざまの国形を考えるのに、歴史や成り立ちと無縁のものはないといふうに考えてるんです。ぶれととらえられるというの、ある意味私たちの真意ではございません。

何を説明すればわかっていただけますか。例えば、コンピューターと脳の二ユーロンの違い。脳は、熱ノイズなんというのは、ノイズをもとに、そこ実際のコンピューターでいうと何億台分

の複雑なものを処理しているわけです。これはよううのは、今僕らがつくっているのは、コンピューターが目指すようなアーキテクチャを示しています。そのアーキテクチャがないからおまえのところはぶれているんだと言わわれているような印象を受けています。

私たち、そうではなくて、地域の声や協働を入れて、脳のニューロンのようなさまざまな変化に対応できるものをつくりたいと思ってやってきたわけです。リジッドな絵をかくよりも、この時ことを明確に言わっていました。翌年の参議院選挙では変化が激しいですから、それぞれの皆さんと一緒に協働しながら一つの射程を目指す方が大事だと。私は、この間、秋葉委員にお話をしました。これは脳の理論で、今先進的になつていてる理論なんですが、私たちはそのように考えて、ピラミッド形の組織でないで進化をさせてきたわけでもございまして、道州制は射程に入っています。ただ、連邦制を射程には入れてはいるわけじゃございません。

○谷委員 高度過ぎてよくわかりませんでした。大臣から、それは我々も野党だつたときに、あるべき姿というのは多少左右に揺れて、時代とともに変わってきたところもあるかもわかりませんけれども、という答弁をいただければ、これ以上言わなかつたんですけども、どうも難しいあれで、きょうはおいておきます。道州制の問題は、また一般質疑のときに詰めます。

きょうは長浜副大臣にもお越しいただいていますので、この前は地域主権のあれで厳しくたださせていただきましたが、きょうはそういうことはございませんでしたんで御安心ください。

今お手元に資料があるかと思いますが、先週、日経新聞に「迷走する年金運用」という記事が二回にわたって連載されました。この記事を読むと、原口総務大臣は積極運用を主張し、厚生労働省は安全運用を主張しているということで、なかなか意見対立が激しいという記事でございます。

なぜ原口総務大臣がこういうことにいろいろ意

見を言われるのかと云うと、これは、独立行政法人が厚生労働省が定めた目標に沿つて公的年金の運用をしている、そういう独法の業務を評価する機能が総務省にある、原口大臣の言われる横並しの機能ということで言われているかと思うのです。ただ、私が調べたところ、行政評価局では、独立行政評価局が、常日ごろ、この独法についてもつと積極的な運用をしろと言つてゐるかといふと、言つてない。これは原口大臣が、総務大臣としてのお考へで、今の年金の運用のままではどうだ、もっと積極的に資産がふえるように運用すべきだと思われて主張されているという理解でよろしいですか。その確認です。

○原口国務大臣 きのうも論説懇をやらせていましたが、その理解は正確ではございません。

私は、行政刷新会議の議員を兼ね、政府税調の会長代行でもございます。もちろん、総務大臣としての行政評価で勧告の方向性の指摘をやりまして、今後のGPIFの運営のあり方の検討のためのGPIF検討会を設置しているところでございましたが、そこで私たちが議論をしているのはガバナンスのあり方なんです。

つまり、運用を積極的にやるべきだ、あるいはパッシブにやるべきだということを議論しているのではない。運用というと、大体四つありますね。国内外のボンドマーケットは国債、海外債、国内外のストックマーケットは株やさまざまな投資、この四つの組み合わせなんです。ところが、このポートフォリオについて、例えば日銀であれば、日銀の政策決定会合でどのような議論がなされたかというのが公開されて、金利を上昇させるの何のというのは国民が理解をされるわけです。しかし、このGPIFについては、さまざまな運用のガバナンスについて多くの指摘があるところでございまして、理事長がおられて、そしてそこ

に厚生労働省から来られた方々が一緒におられて、ポートフォリオを隨時見直すべきと書いてあります。また、巨額の資産運用の意思決定を理事長単独で行うのか、専門知識を持つ者が協議の上で行うのか、そういうことも私たちの問題意識としてあるわけでございまして、まずはガバナンスの議論をしているということをございます。

何もそこで、もし債券で扱えというのであれば、国債でやれといえば、国債の金利は今一・五ですから、国民にお約束というか目標というか、それはいろいろな言い方があると思いますが、予定利率は四・一なわけです、四・一のものを一・五でずっと運用するということは、その間にいつてはちゃんと説明してくださいね、四・一をやりますと言ひながら一・五のパフォーマンスだといふことは、その間は税で埋めるんですねということです、ポートフォリオをもし動かさないといふことであれば、七十九人のGPIFの職員は過大でありますから、これは財務省やさまざまなどころでも運用ができるんじやないですかという意見もあると。まずはガバナンスのことを議論しているというふうに御理解をいただきたいと思います。

○谷委員 長浜副大臣、新聞記事では、積極運用と安全運用の考え方の溝がある、それでこのGPIF、年金積立金管理運用独立行政法人の運営のあり方の検討会も渋々厚生労働省は設置したというふうに書いていますけれども、原口大臣の答弁のとおりですか。

○長浜副大臣 谷委員におかれましては、前回引き続き御指導ありがとうございます。その前は、私は環境をやつておりましたものですから、豊岡でもコウノトリの御指導をいたいたことが記憶に残つてます。

ちょっとと長つたらしい名前ですが、年金積立金管

理運用独立行政法人の運営の在り方に關する検討

会、原口大臣はGPIFとおつしやられました
が、この運営のあり方について原口大臣から御提案をいただき、今御答弁ありましたように、内容を見直したらどうだ、こういう議論をやつていてこうじやないかということで、主管は厚生労働大臣であります、そこに原口大臣を初めとする総務省の政務三役、それから、総務省の顧問をされていると思いますが、山崎さんにも入っていただけまして、積極的にこの運用の議論をしているところでございます。

大変円満に進んでいますと理解をしております。
○谷委員 副大臣もお忙しいですから、もう一つだけお聞きします。
そうしたら、年金の運用について、本来出すべき大臣の利回り目標が示されていないでしよう。示されでないということは、四月以降、従来どおりやらざるを得ない、従来のポートフォリオを維持せざるを得ない。こういうことで厚生労働大臣としての責務が果たされますか。やるべきことは、年度内にしつかりやらなきやならないと違うんですか。その点について副大臣のお答えをお願いします。

○長浜副大臣 谷先生からの御質問は、中期目標

計画をどのように策定するかという部分だと思います。

今回の中期目標期間は、平成二十二年四月から

二十七年三月までの五年間を予定しているところ

でございます。何がその間に挿まるかというと、これまた先ほどマニフェストの議論が出来ましたけれども、マニフェストの中でも二十五年までに新しい年金制度を、これは与野党ともにこれからまた議論をいただくところであります、こういった年金制度をつくるという、こういう中における暫定的な運用のあり方として、現在まで引き継がれています。

同時に、先ほど御説明をしました総務省の方々にも入っていただくな検討会も続いております

ので、

そいつた検討会においても十二月末にお

いて

一つの方針のあり方が出てくると思いますの

で、見直しの時期は、遅くとも、あえて申し上げますならば、新たなる年金制度ができまして、そのときの年金財政、運用等の計算等をする段階においてまで議論は続していくというふうに思つております。

○谷委員 どうも欣然としませんが、時間も押し

ておりますので、この問題で大臣に最後に一つだけお尋ねしたいと思います。

大臣は、何も自分は積極運用ということがあれ

ではない、これは新聞が、メディアがそう報じたのであって、自分としてはガバナンスの問題について一番問題意識を持つているという答弁であつたかと思います。

地方自治体でも、基金をさまざまな方法で運用

していますね。その基金の運用について、今ほとんどの自治体は、国債とか地方債とか、そういう安全な運用をしているのが大部分だと思います。

安全な運用ということは、昨今の経済情勢でいえば、ほとんどそれで運用益を得ていないということですね。それについて、総務大臣として、自治体の方はこうあるべきだと、今は指導というの

か。

○原口国務大臣 これは総務大臣としても、行政刷新、あるいは税調の代行としても申し上げているのは、キャッシュフローマネジメントです。つまり、お金を寝かせない、資産の有効活用こそ大事だと。特に、先ほどこれは年金でも、真の意味での安全運用というのは何かというと、資産運用の中心である国債にも価格変動リスクが存在し、年金制度をつくるという、こういう中における暫定的な運用のあり方として、現在まで引き継がれてきました安定的運用のポートフォリオを維持するような形での運用ということを現在決めているわけあります。

責任のある運用とは言えませんよということでござります。

GPIFについて言うと、これまで資産運用の

ポートフォリオはファンド・オブ・ファンズなんですね、ポートフォリオが一回も見直されたことがない。年金というのは長期に国民に対してお約束しますから、長期に成長分野に、イギリスの年金がアメリカの産業を支え、成熟国の年金がそれ

ぞ新しい国の産業をずっと支えてきたんです、

成長点にしつかりとした資源を分配することなしに将来にわたつて国民に対する年金への約束は

果たせないということを申し上げていて、地方自

治体も、これほど負債ではありませんからこの考

え方とは微妙にずれるんすけれども、しつかり

とキャッシュフローマネジメントをやるべきだと

いうふうに考えていて。

○谷委員 ありがとうございます。

あと、三つ目が残つてましたので、過疎の問

題についてお尋ねしたいと思います。

関係自治体の悲願である過疎法が、先週火曜

日、参議院を全会一致で成立しました。その陰に

は、原口大臣の地域の要望をしつかり踏まえた

いろいろな新しい取り組みがあつたというふうに

党派を超えて私も感謝を申し上げたいと思いま

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフト事業で

あります。ソフト事業を過疎債で充てることができる、その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねしたいと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

内容と額について、大臣の考え方を最後にお尋ねしたいと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ブのリストみたいなものをつくつて、それ以外は

大丈夫だというような形をぜひ検討させていただ

きたいと思います。また、今後の運用をつくるに

当たつては、超党派でおつくりいただいたので

す。その上で、大臣の考え方と、ぜひよろしくお

願いしたいということがござります。

それは、今回の過疎法の目玉はソフ

ト事業で

あります。

その上で、大臣の考え方を最後にお尋ねいた

いと思います。

○原口国務大臣 本当にありがとうございます。谷委員を初め皆様の御熱意と御努力がこの過疎法をよりよいものにしていただいたと思います。

その上で、先ほどおつしやるような、ネガティ

ことがわかつています。当初四百七十四万円という回答だったかと思ひますけれども、什器といひますか、いろいろ直して、そして答弁漏れがあつたということで追加、清掃費など二百二十四万円が落ちていた。要するに、合わせれば、公邸に入るに当たつて七百万円使われた。

自公連立政権が無駄だらけだ、無駄遣いだと言ひながら、総理が公邸に入るときは、過去の総理のだれよりも多く費用をかけて公邸を改修されたという事実が一方であります。（発言する者あり）

けたが違うというやじはひどいですね。一円たりともこれは税金ですよ。今の話は本当に議事録に残つていいんですか、けたが違うなんという話。七百万、額が小さいからいいんですか、そんな話じやないでしよう。税金なんですから、きっちりと一円たりとも無駄にしないということは、そうでなきやおかしいはずですよ。これは、

加えて、もう一つ指摘しておきたい。

内閣官房の専門調査員といふものが今二十五名

任命されています。これは民主党職員の方たちな

んです、内閣官房専門調査員。私、びっくりし

たのは、この人たちは無給だ無給だというから、

念のため調べて聞いてみたんです。交通費を出し

ていますと、びっくりしたのは、政務三役の随行

でも何でもないのに、民主党職員の方が内閣官房

専門調査員になつて、意見交換という名目で米国

出張しているんですよ。その旅費を今精算中なん

です。

いいですか。民主党職員の方を内閣官房専門調

査員にして、政務三役の随行でも何でもなくて、

意見交換で米国に行かせてている。このことは特に

原口大臣に通告もしていませんし、恐らく総務省

関係ではないと思うので、きょうはこれ以上聞き

ませんけれども。

総理は、公邸に入るに当たつて史上最高の改修

費をかける。総務省顧問で落選した議員の先生方

に、お友達にお金を支給する、これも税金です。

加えて、民主党職員の方が、単独で、あるいは少な

くとも政務三役の随行ではなくて、米国に意見交

かいりたいというふうに思います。

換に行く旅費も出している。これは内閣官房専門

調査員にして、無給で非常勤ですからと言つて出

しているんですよ。

こういうことといふのは、一言で言えれば、民主

党の方たちが国民の税金を自分たちの仲間で、こ

の問題も、あるいは額が小さいと

うふうに私には見えるんです。なので、この顧問

の問題も、あるいは改修の問題も、額が小さいと

か軽く見ていますけれども、あれだけ無駄遣いに

ついて文句を言い、税金の使い方が公平公正でな

いなんと言つて、税調の役員というか幹部

であるということをおっしゃつてましたけれ

ども、私は、その辺については余り褒められたも

のではないと思いますよ。一個一個見て額が小さ

いなんと言つて、そこに何かしら、自分たち

が政権与党になつたんだから、税金は思いのま

で仲間で使つていいというような本質が見えている

ように私は思つてます。

その点は、今初めて聞かされて原口大臣も困つ

たような顔をされていますから、専門調査員の米

国出張の旅費を精算中だなんて話については、ど

うしてもコメントされたいのであればコメントし

て結構ですが、そういうことを私は申し上げたい

ということです。

○原口國務大臣 いづれにせよ、すべて国民の税

金ですから、しつかりとした明確な基準、それか

ら厳しい精査の上で、まさに顧問については、委

員もお話しのように、国民にどのよう役に立つ

か。地域主権改革、さまざまな工程表もつくらな

きやいけない、あるいはこれまでのお知恵もいた

だかなきやいけない、やはり知恵を集めるという

ことが私たちの一番の目的でございまして、友達

を優遇しようとか、何か殊さら偏つたことをし

ようなんという気持ちはさらさらないということ

も御理解をいただきたい。

ただ、委員がお話しのように、税金の使い方に

バックグラウンドがあつて専門的知見に基づいた

情報の提供、助言ができる人なのか、それはぜひ

チエックの上で使っていただきたいと思います。

これは後で必ず検証させていただきたいと思う

ことです。

○赤澤委員 きれいごとはいいので、ぜひ、おつ

しやつたことはきちんとやつていただきたいと思

うわけです。

それで、専門調査員については、これは総務省

にも実際に出張されている実態があるかもしれません

ので、改めてちょっと申しておこうと思いま

す。

税金の使い道はしつかりと基準を設けて、大臣

がおっしゃつたその言やよしであります。

しかしながら、この無給、非常勤とされて、場

合によつては米国出張の旅費まで出してもらつて

いる民主党職員は、専門的知見に基づいた情報の

提供及び助言を行つて、その辺では余り褒められたも

のではないと思いますよ。一個一個見て額が小さ

いなんと言つて、そこに何かしら、自分たち

が政権与党になつたんだから、税金は思いのま

で仲間で使つていいというような本質が見えている

ように私は思つてます。

その点は、今初めて聞かされて原口大臣も困つ

たような顔をされていますから、専門調査員の米

国出張の旅費を精算中だなんて話については、ど

うしてもコメントされたいのであればコメントし

て結構ですが、そういうことを私は申し上げたい

ということです。

○原口國務大臣 いづれにせよ、すべて国民の税

金ですから、しつかりとした明確な基準、それか

ら厳しい精査の上で、まさに顧問については、委

員もお話しのように、国民にどのよう役に立つ

か。地域主権改革、さまざまな工程表もつくらな

きやいけない、あるいはこれまでのお知恵もいた

だかなきやいけない、やはり知恵を集めるという

ことが私たちの一番の目的でございまして、友達

を優遇しようとか、何か殊さら偏つたことをし

ようなんという気持ちはさらさらないということ

も御理解をいただきたい。

ただ、委員がお話しのように、税金の使い方に

バッ

ク

ラ

ウ

ン

ド

が、総務省でもその方を受け入れて一緒に仕事を

し意思決定にも参画する以上は、大臣もきち

と、その方たちはどういう人なんだ、しかも専門

的知見に基づいた情報の提供、助言、こういうこ

とを行うとされているわけですから、どういう

辺は余りこだわる気はありませんが、他省と比

較しても総務省の新設数というの

ていて、多過ぎないかという感じを持つていま

す。そして、この地方行財政検討会議、地域主権

です。

イギリスの制度を参考にしながらいろいろやつ

ておられる。結構でありますけれども、本当に言

いたことだけです、イギリスでも確かに党

の職員が政府に入ることはあります。ただ、私が

理解している限り、それは本当にここで言うとお

りの、専門的知見がすばらしい人ばかりなんです

よ。弁護士の中でも確立されて定評のある弁護士

さんであるとか、あるいは大学の先生の方たちが

顧問に就任されたりとか、そういう形はあるで

しょうけれども、専門的知見のところでこの専門

調査員の方たちについて言うと、今、全くチエッ

クができない状態になつていて、イギリス

の制度をお手本にされているんでしようけれど

も、そこで行われているような知見のチエックを

しながら、職歴を教えてくれ、この人たちは専門

的知見というのいかなるものがあるんだという

ことを見いたら、個人情報だから答えられないと

いうんですよ。結果、大臣のおっしゃつていた明

確な基準に基づいて税金を使う、この米国に意見

交換に税金から旅費を出してもらつている人も含

めで、我々はチエックのしようがないんです。国

会でもできない、一般国民はどうやってチエック

するんですかという問題があることは、大臣もきつ

いんですよ。結果、大臣のおっしゃつていた明

確な基準に基づいて税金を使う、この米国に意見

交換に税金から旅費を出してもらつている人も含

めで、我々はチエックのしようがないんです。国

会でも

戦略会議以外にも地方関係の有識者会議というのは設置されていたと思います。具体的には、地方制度調査会、総理の諮問機関などもあるわけです。

月一回開催して、大臣が必ず出られるだけでも結構大変かなと思うんですけれども、突出した数の有識者会議を置いて、これは大臣として、その相互関係とか、きちっと整理されているとお考えですか。

○原口國務大臣 総務大臣に就任後、政務三役の主宰において新たに研究会を、先ほど申し上げたように十三立ち上げたわけですから、委員も御案内のように総務省というのは物すごく広いんですよ。ＩＣＴ分野、あるいは消防防災、それから地方自治、または行政評価。むしろ地域主権のところについて言いますと、それまでいろいろな、地方分権改革推進委員会であるとか道州制検討委員会とか、そういうものがたくさんありました。それを三つにまとめたんです。

一つは、エンジニアる地域主権戦略会議、これは総理が議長であります。それからもう一つは国、地方協議の場。そして三番目が、地方財政を検討していただく、これは神野先生にトップになつていただいていますが、検討会議。この三つにまとめていて、むしろ逆に推進体制は、今まで審議会や何かでいろいろなものがございました、そういうものを今スクラップ・アンド・ビルドしているというふうに御理解をいただきたいと思います。

○赤澤委員 これは私だけが感じるというよりは、過去の新聞の記事などにもあつたように、原口大臣がやる気満々でちょっと手を広げ過ぎているんじゃないのかということについて、心配する国が私が含めて多いということなんですけれども、今のお話であれば、有識者会議については數をむしろ絞る方向でやっているということあります。言うまでもなく、国民の原口大臣に対する期待というのは、地域主権、一丁目一番地ということ

を宣言されている政権の主要閣僚でありますから、地方の自立や、自治への住民参加の徹底を目指すとか、そういう方向で国民に早く具体像を示す、あるいは国から地方への財源の移譲により積極的に取り組むとか、国と地方の役割分担をきちんと整理して、税源そのものを地方に移して財源を確立するとか、とにかくその分野でやらなければいけないことが山積みのはずです。私は、原口大臣にはそこで本当に集中的に仕事をして、一

内閣一仕事という言葉もありますけれども、スマートマンであつてもなかなか、ありとあらゆる分野で在任中にすべての仕事をこなせるわけではないので、ぜひそっちの方をしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに強く思つております。この際、ちょっと余計なことも触れておけば、大臣はツイッターを一日に二十回以上も発信されたこともあるというような話もあるので、その辺も含めて、職務専念をしていただきたいという声はかなり強いということをあわせて申し上げておきたいと思います。

それで、今度は市町村合併特例法の話を聞かせていただきたいと思います。

市町村合併については、一八八九年から明治の大合併をやつたというふうに記憶をしておりました。一九五三年から昭和の大合併だつたかと思いつます。大体五十年間隔ぐらいのイメージで、ちょっとそれよりは長いかもしれません、大合併に取り組むということで我が国はやってきているわけであります。

平成十一年以来、全国的に市町村合併を積極的に推進してきた。いわゆる平成の大合併でありますけれども、私はこれについて、今回の法案で一段落ということについては委員共通の認識だと思いますけれども、今後、一定の時期に、平成の大

に済むのかなと。先ほど野田委員がお話をされましたけれども、ここまで苦労して合併してきた、その実果をさらに拡大させていくためにはどうすればいいか、こういう観点でも検証させていただきたい。

夏に地域主権戦略大綱を書き上げます。それぐらいのところに一つ射程を置いて、これまでの合併について功と罪の部分があると思いますが、むしろ、その罪を歴史的言い募るのではなくて、た

だ、今までいいことばかりしか書いていなかつたという御批判もありましたけれども、デメリットをどう克服するかということについても議論を

前に進めていきたい、こう考えておりますので、ぜひ御意見、御指導をお願い申し上げます。

○赤澤委員 明確に、地域主権についての考え方を最終的にまとめていくに当たつて、夏をめどに、この市町村合併、平成の大合併の成果とい

ますか評価についても、一定の方向性で取りまとめられるということを言つていただきたいというふうに思います。ぜひ、そのことは私もきちんとやつていただきたいなと思うわけであります。

それで、その前提で幾つか、ぜひ視点として持つていていただきたいと思うことは、これは自

公連立政権時代の反省点も当然含めてということなんですが、全国町村会が、道州制と町村に関する研究会というのを持つております。ここがヒアリング調査をやつた結果、「平成の大合併をめぐる実態と評価」というのが平成二十年の十

だければあります。

月時点での取りまとめられております。その中で、実は、市町村が自主的に望んでいないにもかかわらず、合併を余儀なくされた側面が少くないというような指摘が出てきていると

いうことです。したがつて、この点についても、大変な思いをしてここまで、合併にたどり着いてくださつたところもたくさんあるわけでございまして、今この財政的な厳しさの中から、本当に合併がよかつたのかという声がいろいろなところであるのも事実です。しかし、それだけで本当に済むのかなと。先ほど野田委員がお話をされましたが、現時点では大臣の認識、その点についてはどうぞあります。

○原口國務大臣 赤澤委員と同じ問題意識を持っています。

先ほど重野委員にもお答えしましたけれども、やはり検証しなきやいけない。それも、少し長い目で見ながらの検証というのも必要かなと思いま

す。大変な思いをしてここまで、合併にたどり着いてくださいましたところもたくさんあるわけでございまして、今この財政的な厳しさの中から、本当に合併がよかつたのかという声がいろいろなところであるのも事実です。しかし、それだけで本当に済むのかなと。先ほど野田委員がお話をされましたが、現時点では大臣の認識、その点についてはどうぞあります。

○原口國務大臣 赤澤委員と同じ問題意識を持っています。

先ほど重野委員にもお答えしましたけれども、やはり検証しなきやいけない。それも、少し長い

目で見ながらの検証というのも必要かなと思いま

す。大変な思いをしてここまで、合併にたどり着いてくださいましたところもたくさんあるわけでございまして、今この財政的な厳しさの中から、本当に合併がよかつたのかという声がいろいろなところであるのも事実です。しかし、それだけで本当に済むのかなと。先ほど野田委員がお話をされましたが、現時点では大臣の認識、その点についてはどうぞあります。

○原口國務大臣 赤澤委員と同じ問題意識を持っています。

先ほど重野委員にもお答えしましたけれども、

やはり検証しなきやいけない。それも、少し長い

関係市町村ごとに合併後の人団や合併関係団体数に応じた発行可能額を設定しております。この発行可能総額は、約十一兆八千六百億円ということになつております。

そこで、これまでのこの合併特例債の起債額総額は、これは平成二十年度同意債今まででありますが、約二兆六千七百億円という数字になつております。

○橋(慶)委員 これは 実はせいやと意外な数字
であつたわけであります。

私も先ほどの野田委員と同様、合併といつて、
とを経験した市長であったわけでありまして、私
あるいは私の周りの場合は、いろいろな意味で、
公共施設をちょうど更新しなければいけない時期
でもありましたので、合併特例債は非常に有効な
起債手段ということで使わせていただきまして、
助かったなという思いがあつたわけですが、今お
伺いしますと、全国的には三割弱にとどまってお
る。ある意味では、それだけ地方がいろいろ節約
をされて、財政運営に非常に規律を持たれて進め
ておられる結果かなと。

一面 前の地方財政計画の講論もありました
が、臨時財政対策債とかいろいろな形で、実質的な交付税といいましても、起債に頼らざるを得ないということもあって、前回の議論では、地方財政健全化計画に定められております実質公債費比率も、すべての起債を入れればもう二五%というようなことも反映されているのかなと思っております。この辺で、国の財政の厳しさというものがあります。地方にしわ寄せが行かないように、ぜひよろしくお願いしたいとも思うわけです。

また、この合併の後半におきまして、総務省におかれでは、集中改革プランに各自治体は取り組むようになつたわけであります。平成十七年度から二十一年度、もうすぐ終るんですが、この三月末まで、五年間の集中改革プランにそれぞれ取り組んだわけであります。このプランの成果ということで特に職員数あたりが一番注目されたかと思いますが、この成果についてお伺

いをしたいと思います。
○小川大臣政務官 平成十七年以來、さまざま
法律や閣議決定、あるいは行政通知等を通じて不
断の見直しに努めてまいりました。先般の委員会
でご質疑ございましたが、これにつ
いては、

でも御報告申し上げたかと思しますが、これがによります地方公務員数ですけれども、かつては三百二十万人時代が、平成十七年で三百万人強、現在では二百八十五万人ということで、そういう意味

では順調に見直しか進んでおります
○橘(慶)委員 三百万人から、この五年間でも二
百八二五万へ、一五万へとなり玉一二、一二六、二

百六十五万人　十五万人となりますと　五%くら
い減つてゐる。たしか数字では六%を超えるよう
な、目標を超える削減が進んだということで、こ
の合併によりまして、先ほどお話をありました特
別職や議員の方も、二万一千人の方がリタイアさ
れた、それに伴つて都道府県などを担当する職員
を減らすことができた。そういうことで、ある意
味でこれは合併の大きな効果として出てきたと思
います。その分、今度は国はどうするのかという
問題が出てくるんだと思いますけれども。
ここで、もう既に一度お答えされているように
このまゝ、このままではどうもござりません。

は思ひますか。この集中改革プランはこれで切れるわけですが、今後国としてどのように地方自治体の行財政改革について臨まれるのか、お伺いしたいと思います。

今後、自主的な取り組みを支援するとともに、年度以降についても引き続き各地方公共団体が自主的に行政改革に取り組むことが肝要だと思います。

前も御答弁申し上げましたが、地方自治体も電子政府化、クラウド化、それからＩＣＴ化、私は地方自治だけやつていればいいという話じゃなくて、なぜこのＩＣＴに力を入れているかというと、地域の自主的な財源、あるいは成長を生み出すためにも、このＩＣＴの持つ力というのは非常に大きゅうございます、こういったものでも支援をしていきたい、こう考えております。

○橋(慶)委員 次に、合併でかなり市域が大きくなつた自治体がありまして、旧町村レベルの地域コミュニティーの維持が課題となつてているという声もあるわけであります。ここについても、この合併特別法によれば、也成委員会、也成日台会、

合併特例法の中では、地域言語と地域自治あるいは合併特例区、こういったものを活用して、そういうことに対応するようというスキームであつたと思います。

ここで、これも言つてみれば、一つの総括といふことで、こういつた地域審議会制度、地域自治区制度、あるいは合併特別区制度は、ごく程度の利用

制度あるいは合併特例法制度との程度の利用があつたのかについて事実関係をお願いいたします。

十七団体で七百七十五の審議会が設置をされています。もう一つは、地方自治法に地域自治区の制度がありますが、合併特例法におきましては、例えば区長を設けることができるといった特例を設けております。この特例つきの地域自治区につきましては、これはことしの一月一日現在の数字でありますか、三十七団体で八十七の自治区が設定をされております。もう一つは、法人格を持つ特別地方公共団体としての合併特例区でありますが、これは七団体で十七の特例区が設定をされておりま

○橋(慶)委員 ありがとうございます。
いろいろな形で地域コミュニティーの維持とい
うことは、当然合併された自治体では細心の注意
を払って頑張っておられるわけであります。が、そ
うはいいましても、いろいろなお声がある中で、
多いのは、役場が遠くなつたとか、何となく広く
なつて地域コミュニティーが大変ですという声も

ないわけではありません。この辺が合併の光と影の部分の一つではないかと思うわけですが、地域コミュニティー、やはりこういったものが非常に大事な時代だと思います。そういうものの維持について、何か国によっても考え方があるんだろうと思います。

○原口国務大臣　まさに地域コミュニティを住民一人一人が参加してつくる、これが国づくりの基もととなり、也成ざらうのまさめざうらう、いって言

基本であり、地域一くりの基本である。ひいて言えば、民主主義の基本だと考えております。

そこで大事なことは、合併の中にも、外はと制度的な支援とともに、今回は創富力、緑の分権改革そのものが、良質な公共サービスを受けた経験のある人は地域コミュニティに参加をする、あるいは地域づくりに参加をする、それから公共に対する信頼が非常に高うございます。そういう意味でも、歴史や文化、伝統、そういうものの継承性、あるいは地域づくりの中に学びそのものをどう埋め込むかという観点でも、緑の分権改革を推進してまいりたい、こう考えております。

お様（應委員會） それぞれの地域ニミニニテ「」を
守るということについてはぜひ意を用いていただきたい、このように思うわけであります。
さて、以上ずっと大合併の検証ということで來ましたけれども、後半であります、今後の課題と
いうことで、今せつかくこういう一千七百団体ぐ
らいになつた日本の地方の自治の形を、これから
さらにどう前へ進めていくか、展開していくかと
いうことについて何点かお伺いしたいわけです。
少し順番を変えまして、足立政務官につきお伺

いしたいということであつたので、最初は足立政務官から参りたいと思います。
広域連合という制度があるわけでありまして、これは後でまた質問を続けますけれども、都道府県が入るものもあるわけですが、市町村で組むこともできる。後期高齢者医療制度の際に、四十七都道府県がすべてこれをつくった形で後期高齢者医療制度というものが始まつたわけであります。

のが結構あるような感じもいたします。

また、いろいろと議論しておりますと、先ほど市町村の事例ではごみの共同処理の問題がありますが、都道府県、あるいはある程度プロックといたが、市町村については、産業廃棄物の処分場などいうことでいいますと、産業廃棄物の処分場などというものが、意外と隣の県のものは受けたくないという議論が出やすい分野であります。何かそういういたものの中で汗をかけるもの、そして、県庁の組織を一括して連合へ移せるようなものがあると、非常にメリットが出てくる、見えてくるんだと思います。

そういうものを割と連担性のある、経済的にまとまりのいい、あるいは、関西圏であつてもいいでしょ、九州であつてもいいでしょ、何かそういう事例をつくっていかれるということが、地方出先機関の改革には回り道のようであるけれども、実は正しい道ではないかと思うわけあります。

せつからく申し上げると、一極集中は正ということで首都機能の移転というお話をあつたわけですが、それが結局国会の移転へ結びついてしまつて、国会の移転が難しいからすべて進まなくなつたという事例があるわけであります。上からやろうとするとなかなか難しい、底辺から積み上げていくことができるということを、あえてアイデアとして御指摘させていただきたいと思います。

そこでもう一つ、この提案もどうなのかな、いろいろな意見があると思うんですが、例の議員年金の問題であります。

この議員年金の問題については、健全運営ということについては、新法の第五十八条第三項においても引き続き国として努力しますとなつてゐるわけであります。これについていろいろな検討が今進められているところでありますが、現状、これからの方に進む方についてお伺いしたいと思いま

○原口國務大臣 これは、地方議会の議員年金について三つの案を出させていただきました、残

念なことに廃止といふことも選択肢として、A案、B案。

つまり、これは、一気に合併が進んで、年金を払つてくださる地方議員の数そのものが減つてしまつて、市町村については二十三年、都道府県については三十三年という枯渇のときが見えてきています。

では、そこで何をやればいいか。私としたら、これは、地方議会というのは民主主義の基盤である、民主主義の学校と言つてもいい、そういうと

ころでございますので、そこにボランティアの考え方というのを、日曜日も河村さんとお話をしましたけれども、ボランティアの考え方があればボランティアだというのは、それはある意味ちょっと前の考え方で、しっかりとしたものにはしつかりとした財政的な下支えが必要であるということで、これはできる限り国民の御理解をいただいて、五割以上税金を存続させていきたいのですが、議員年金を存続させていきたい。今、そこまで汗をかいているところでございます。

○橋(慶)委員 私はもう少し考えがラジカルで

りまして、私は特別職でいたわけですが、特別職の首長とか副市長はみんなその間だけ地方議員も経験されておりました。県議会、例えば五十人とか六十人という方に對して、県庁の職員の方々が、多分、何千人とおられるわけでありまして、そういう海の中に入れていただければ、この問題は一つ前進をしていく。短期は簡単ですが、長期だって組合員の皆さんのが解があれば、そういう方法もあるかもしません。あるいは、市町村はなかなか難しいんですけど、これだけ議員さんの数が減つてしまいまして、住民の声として議員さんの数を減らしたり、いろいろなことがあると、この制度を何回見直しても、続けていくのはなかなか難しいような気がします。

平成十四年、平成十八年、平成二十二年、これまで三回もこの問題について見直しがなされました。しかし、なかなか安定してこない。そのため、実は、総務省さんにも職員の方を置かれてい

に入つていただくというのも一つの解決策ではないかということを、ちょっとラジカルだと思いますが、あえて申し上げてみたいわけであります。

そのときにどんな問題があるのか、あるいはそういう可能性があるのかということについて、せつかくの機会なので、お伺いしたいと思います。

○原口國務大臣 地方公務員等共済組合法においては、組合員の範囲は原則として常勤職員とされています。

その一方で、地方六団体からも、地方議会の議員の身分をしっかりと保障し、確定すべきじやないかという御提案が来ておりまして、そことの関係で、どのような財政的な措置がふさわしいのか議論をしていきたいと思います。

今、地共済については、組合員との間での合意によつていろいろな運営がされていますから、あくまで、私たちがそこで何ができるかというのはこれから検討であるというふうに思っています。

○橋(慶)委員 ラジカルだとは思いません。

確かに非常勤ではあるんですけども、いわゆる非常勤職員の皆さんとは選ばれ方の違う議員さん。つまり、住民の方々から投票していただいて選ばれているわけですから、その非常勤職員と一緒にではないと思っております。せつかくですから、そんな考えもあるねでもいいですけれども、答弁をいただいていいですか。

○原口國務大臣 大変真摯な御議論をありがとうございます。

やはりこれは地方議会の位置づけ、あるいは、今、地方政府基本法というものをつくつて皆様に御議論いただきたいと考えております。その中でもしつかりとした位置づけがあれば、その支え方というものも必然的に導き出されると思いますので、御提案を一つの検討材料としてこれから考えてまいりたいと思います。

○橋(慶)委員 ありがとうございました。

あと、市となるべき要件の特例、三万人の問題です。三万人、五万人、今まで議員修正、議員立法で何回かなつていて、私なりにこの過去の経緯を調べさせていただきました。昭和二十三年から二十九年は、これはもともと三万人という基準でありまして、昭和三十三年の半年三万人特例。それから、昭和二十九年、五万人になった後も、いわゆる合併計画に基づく合併については三万人といふ時期もございました。そんなことも含め、三万人特例が結構されていたといふこともあります。

それから、昭和二十九年、五万人になった後も、いわゆる合併計画に基づく合併については三万人といふ時期もございました。そんなことも含め、三万人特例が結構されていたといふこともあります。

フェーストでは、三百程度の基礎自治体の構成ということを提唱しておりました。前回の衆議院選マニフェストでは、先ほどだれかが指摘されましたように、それが消えて、ことし二月十六日の衆議院本会議でも、総務大臣は、三百の基礎自治体構想については否定をされております。今後の地域主権の議論は、均質的な基礎自治体ではなくて、巨大な政令指定都市から小さな村まで、多様な基礎自治体が存在するという前提のもとに進んでいくということにならうかと思います。

民主党の政策集インデックスでは、「基礎的自治体については、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国および都道府県から大幅に移譲します。例えば、人口三十万人程度の基礎的自治体に対しては、現在の政令指定都市と同等レベルの事務権限を移譲します。」こういうお考えが示されています。

そうしますと、この条件を満たすのは、政令指定都市十八市、それから中核市が四十一市、これで五十九の市でございます。四月から相模原が中核市から政令市へ変わるというふうにお伺いしておりますが、その事情はございますが、今のところはそういう数字になつております。このほかに、三十万人以上の市に、新たに、政令指定都市と同レベルの事務権限とそれに見合う財源を移譲するというふうな基本的なお考えと理解してまいりんでしょうか。この点について大臣にお伺いします。

○原口国務大臣 お答えいたします。

まさにこれは例示でございまして、先ほど前段で委員がお話しになりましたように、多様な地域の担い手としての市町村を私たちにつくっていかたい。そして、地域主権型社会の基本は市町村であつて、地域主権戦略工程表、原口プランにお示しをさせていただいているように、今後、地域主

権改革において基礎的自治体への権限移譲を積極的に行なうものでござりますが、三十万以上なきやいかぬ、あるいはそういう政令市に次ぐようなものでなきやいかぬということを言つているわけではありません。

先ほどから御議論がございましたように、地域の公共サービスの担い手たり得るかといったことがとても大事なことであつて、それぞれの行政努力の中でもそれができるのであれば地域の主体たり得る、このように私は考えております。

○西委員 さて、昨年十一月十二日の参議院の総務委員会で、総務大臣は「市町村合併については、全国的な合併の推進は現行特例法が失効する今年度末をもつて一区切りとすることとし、市町村が自主的に合併をする際に障害となることがないよう新しく合併法制を整備するとともに、市町村間の広域連携制度の充実を図つてまいります。」こういう発言をされております。

今回の改正案は国や都道府県の関与を廃止しておりますが、船に例えれば、今までの法律は合併の方向へ推進するかじやスクリューでもつて一定の指向を目指していたわけですが、これをなくしていくという方向とも言えると思います。この法律案単独では、新たな市町村合併のインセンティブはなかなか働かないのではないか、こう思つております。

市町村合併を希望している自治体はまだあります。しかし、多くの場合は、財政問題が大きな障害になつていて、それから市町村の固有の問題が残つております。それは、一概には言えないそれぞれの地理的状況、今までのいきさつ等もあると思うんですけれども、この中で、一人未満の自治体がどういうふうになつたかという一覧表がございまして、それを見ますと、いわば小さな自治体が大幅に減つてているところと、意外とそうでもないところ、二極に分化されているような気がいたしまず。それは、一概には言えないそれぞれの地理的状況、今までのいきさつ等もあると思うんですけれども、この中で、これから県を通してお願いしたいと思います。

○渡辺副大臣 私の選挙区は伊豆半島でございまして、過疎指定を受けているところもあれば、人口一万人を下回る、まだ小さな町がございます。そんな中で、これから県を通してお願いしたいと思いますのは、一つのゾーンとして、地域として、例えば観光であるとかあるいは地域振興であるとか、例えばこの地域はこのゾーンと、何かネーミングをして、一緒にやることによってスケールメリットがあるということ。例えば首長同志が一緒にやること、議員同士が一緒にやることによって、やはりスケールメリットがある。

あるいは地域の足を確保するに当たつても、それほどいうふうにしたらいか。例えば、不便なところ同士がお互いに運営し合えるような、便なところに対する國や都道府県の関与のあり方について、やはりお互いがメリットがあるという形で、何

ンの速度を緩めるわけでもございません。逆に言うと、もつともっと住民に近い、快適な船にしていこうというのが今回のもとでございます。

合併円滑化の観点から、合併算定がえ、合併前の交付税を一定期間保障すること、あるいは地方税の特例、あるいは議員の在任特例など、必要な特例措置を講ずる内容をこの改正案に入れさせていただいております。また、財政面やさまざま面から、しっかりと情報提供を行い、合併に対するインセンティブを引き続き持つていただけるよう支援をしてまいりたい、こう考えております。

○西委員 合併により、それぞれの自治体の行政部門の力を向上させていくということは大変重要なこともありますし、引き続き、自主的な合併ではありますけれども、それが推進できるようなり工夫をしていく必要があると思います。

市町村合併を総括いたしますと、県からの権限移譲が進んでいるところほど市町村合併が進んでいるという事情がござります。

三月五日に発表されました「平成の合併」についての公表という書類が私の手元にあるんですけども、この中で、一人未満の自治体がどういうふうになつたかという一覧表がございまして、それを見ますと、いわば小さな自治体が大幅に減つてているところと、意外とそうでもないところ、二極に分化されているような気がいたしまず。それは、一概には言えないそれぞれの地理的状況、今までのいきさつ等もあると思うんですけれども、この中で、これから県を通してお願いしたいと思います。

○原口国務大臣 今の委員の御質問に例えるなら、船を解体したわけでも、スクリュー やエンジ

いて、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○原口国務大臣 この特例法によつて、いわゆる平成の大合併については一回総括をしよう。そして、その上で、今委員がおっしゃるように、自主的に合併を選択しようという市町村から求めがあつた場合には、合併を進めるに当たつての留意点、取り組むべき課題、あるいは合併後のまちづくり等について助言または情報提供を行なうものでございまして、やはり合併のメリット、先ほども申し上げました専門職員がふえる、あるいは行政が効率化する、そしてさまざまな住民サービスにそれが反映をする、こういったことについても積極的に前に進めてまいりたいと思っています。

○西委員 小規模な市町村について今後どうするかというのが課題として残ると私は思つております。参議院の総務委員会の発言では、市町村合併は一区切りがついたので、次は市町村間の広域連携制度の充実を図るというふうにおっしゃつておられます、これは市町村合併という手法ではなくて、小規模の市町村間の広域連携を推進して、そしてそこに権限を移す受け皿をつくっていくと、いう意味なのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

よりも一緒にやることの方が、かけがえのないパートナーとしてやつていかれるという機運を醸成するために、さまざまに地方とも連携をして施策を講じていくべきではないのかなというふうに思います。

これまでのよう、親が決めたいなだけ同士だから、本人たちの意思はどうあれ、とにかく早く一緒になれみたいなそういう形ではなくて、自然に、お互いがかけがえのない相手であるという形になるように進めていきたいと思います。

○西委員 非常にわかりやすい例を挙げていただきまして、ありがとうございます。広域連携制度、先ほども副大臣から御説明いたしましたように、地方自治法でいうと、一部事務組合をつくるとか、広域連合、協議会、機関等の共同設置、事務の委託。既存の制度にのつとてこれをやつていこうというふうにされているんだと思いますが、これら以外に何か制度を検討されているのか、もし何かありましたらお願ひをしたいと思います。

上からの押しつけと言われないようにしながら、どのように進めていくかということだろうと思います。先ほどからも、一部事務組合とか、そういうふだんの市町村を超えた議会とか行政の連携によって今回の合併というのもスムーズに進行いつた、こういう一つの方向性が議論されましたけれども、私も確かにそういうものはあると思います。

ただ一方で、今までの一部事務組合を初めとする連携が自治体を超えているものですから、意外に、住民に余り見えにくいというか、また公開もなかなかされにくい、関心も薄い、そういうものが一部事務組合等にもあつたんじゃないかな。議会で諮られるものであれば皆が関心が高いんですけども、そういう欠点もあるような気がしております、責任の所在も意外にあいまいな部分もあつたのではないかというふうに私は思つております。

これらの点について、ほかにどういうことを考

えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○原口国務大臣 とても大事な御視点だと思います。これはとても大事なところで、全国各地の取り組み事例について情報提供に努めるほか、選択肢を追加し、広域連携が進展するよう、今回、委員会の事務局や内部組織などの共同設置を可能とするための地方自治法の改正、これを今国会に提出する予定でございます。

組織や職員の配置などの事務処理体制や財政基盤が必ずしも十分でない小規模市町村にとっては、広域連携を活用して、専門職員の配置による事務処理体制の強化、事務の効率化による財政基盤の強化といったものを支えてまいりたいと思います。

そして、委員、やはり仕事の仕分けだと思います。だれが、どこで、責任を持って何の仕事をするかといったことをきつちり支えることができるようになります。

○渡辺副大臣 先ほどもちよつとお答えしましたけれども、今大臣からお話をありました、今回の地方自治法の改正によって可能となる共同設置のイメージを考えております。

例えば、先ほど申し上げた監査委員の事務局、あるいは税務課とか会計課という役所の内部組織を二つの自治体で共同設置できないかというようなこと、また、これは一つの案ですが、いろいろ御異論もあつたんですけれども、議会事務局はできないかと言つたら、ある町は、それはちょっと、いろいろと地域の議会の事情があるからどうだろかと、いろいろ意見もありましたけれども、まさにこういう、委員会ですか委員の事務局も、まさにこのように、委員会ですか委員の事務局、あるいは内部組織を共同で持てるような形であります。

○西委員 今お伺いしますと、意外に、今の内部

な、必要に迫られての一部事務組合みたいな感じじゃなくて、本当に中心の部分で共同していくことになれば、さらにまた一步進んだ新しい展開が可能なんじゃないかというふうに思います。その議論を私どもお伺いしながら、今後また、次の段階に向かつてお互いが議論を進めなければというふうに思います。

最後に、さらに「小規模な基礎的自治体が対応しきれない事務事業については、近隣の基礎的自治体が共同で担う仕組みをつくるか、都道府県が担うこととします。」また「基礎的自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、広域自治体が担えない事務事業は国が担う」という、よく大臣がおっしゃられる「補完性の原理に基づいて改革を進めます。」という考え方が示されています。

先ほどの広域連携との関係で見ると、広域連携にメリットがない場合には、広域自治体や国に補完してもらうというふうな形で、だんだんと上がつてくるのではないかという心配がございましょう。

また、この補完性の原理に基づいて広域自治体や国が担う事務事業とは法定受託事務のことなのか、法定受託事務だけではなくて、自治事務についても適用されるというふうに考えているのか。今、若干お考えも示されたようですが、このことについて改めて質問をさせていただきます。

○原口国務大臣 大事な御指摘をありがとうございます。地域主権改革とは、今委員がお話しのように、地域のことは地域住民がみずから決定し、その責任を持つことでございます。そのためにも、住民に身近な行政はできるだけ住民に近い基礎自治体が担うことが基本でございます。

一方、市町村は規模がやはりさまざまですよ。

ね。そのことを踏まえて、単独で事務を実施する

ほか、市町村間の広域連携による事務処理も有効

にしたい。そのため、委員会の事務局や内部組織

などの共同設置、先ほど渡辺副大臣が答えたとこ

うでございます。

○原口国務大臣 塩川委員にお答えいたします。

市町村合併は相当程度進展しました。大変な御

苦勞の中で進めていただいた皆さんに、改めて敬

その上で、どうしても市町村が行政サービスを提供することが困難な場合に広域自治体による補完等が考えられるものであり、その場合の事務については、法定受託事務であるのか、あるいは自治事務であるかをここで一律に問うものではない、このように考えております。

○西委員 先ほどからの議論を通じまして、いずれにいたしましても、基礎的自治体をいかに充実していかかといふことが分権の最も肝要なことでございます。

今後、合併についても、一応推進していくといふ立場はこれで一段落いたしますし、事実そういう流れにはなつてゐるわけですが、強い自治体をつくっていく、また専門職の多い、能力のある自治体をつくっていくという意味においても、この流れは推進ができるような可能性をずっと残しています。だいたいで、先ほどの数々の共同した事務などを通して、お互いが理解と合意をさらに得られるよう努力をしていただきたいことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○近藤委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党的塩川鉄也でござります。市町村の合併特例法に関連して質問をいたしました。

最初に、平成の合併の総括、平成の合併の検証についてお尋ねをいたします。

平成の大合併におきましては、基礎自治体である市町村の規模、能力の充実、行財政基盤の強化が必要とされ、いわば国策として市町村の合併が推進をされました。

そこで原口大臣にお伺いしますが、平成の大合

併によって合併市町村の行財政基盤の強化が図られましたと言えるのか、この点についてお聞かせください。

○原口国務大臣 塩川委員にお答えいたしました。

市町村合併は相当程度進展しました。大変な御

苦勞の中で進めていただいた皆さんに、改めて敬

意を申し上げたいと思います。

合併市町村においては、住民サービス提供体制の強化や少子高齢化に対応、つまり、ワンセットでできるわけですね、今まで別々にやっていた、そういうものから行財政の効率化などに取り組まれており、全体的に見ると行財政基盤の強化につながっているものと認識をしています。

ただ、その中で、先ほど光と影という御議論がございましたけれども、みずから地域に対して遠くなつたと感じてみたり、あるいは地域に対する参加の度合いが減るとなれば、創富力、富を生み出す力そのものも減つてしましますので、財政基盤の強化にはそれはつながらない。逆に、中央政府が庭先をきれいにするために三位一体改革等で地方の財政基盤を弱くした、こういったところについても着目をしておかなければいけない、そういう考えています。

○塩川委員 サービス提供体制などが強化をされたという話がありますけれども、合併をして専門職を置けるようになるとかいう話もございますけれども、一方で広域連合などを通じて小さな市町村が共同して保健師を配置する、保健センターなどを維持していく、こういう取り組みもあるわけですから、合併という選択肢しかないという状況ではございません。

そういう点でも、合併の検証に当たつてやはり問われてくるのが財政面の問題であります。

今大臣の方からもありましたように、行財政基盤が強化をされたと言わっても、実際、合併が行われた時期というのは、三位一体改革のもとで地方交付税が大幅に削減をされたですから、結果として、合併した自治体に財政余力が生まれた、財政基盤が強化をされたということは検証できないのじやありませんか。その点はいかがですか。

○原口国務大臣 先ほどもお答えしましたように、合併によってさまざまなメリットの部分と、それよりもはるかに地方の疲弊、経済や地域のきずなやコミュニティーの大変な疲弊、そして政策

的な、地方に向かう独自財源の減少、こういったものを分けて考えなきやいけないというふうに思っています。

一方で、先ほど申し上げたように、兵糧攻めをされて無理無理合併せざるを得なかつたんだという声があることも事実でございまして、評価に当たつてはさまざま尺度で総括をしなければいけない、そのように考えています。

○塩川委員 今お話にもありましたように、財政面で本当に効果があつたということについて、現時点で検証はされていないというのが率直なところだと思います。

この平成の大合併で合併市町村の行財政基盤の強化、特に財政基盤の強化が図られたという検証は、現状ではできないわけですから。それにもかかわらず、政権がかわつても、引き続き基礎自治体の行財政基盤の強化が合併策の理由として掲げられております。

この平成の大合併について、総務省が「平成の合併について」という文書をまとめております。その中を見渡しておりますと、市町村合併による行政財政基盤の強化の必要性をうたつております。

この文書の中でも、「平成の合併は、全体としては大きく進展したもので、地域ごとに大きな差異があり、特に大都市部を抱える都道府県や面積の広大な北海道などはあまり進んでいない。また、人口一万多満の市町村が四百五十九存在し、特に市町村合併の進捗率が低い都道府県に数多く所在している。」このように述べています。

そこでお尋ねしますが、人口一万多満の市町村は引き続き行財政基盤強化のため合併が必要だとされた時代というのは、三位一体改革のもとで行政基盤の強化のための合併は必要ではないのではないかということです。そこでお聞きしますが、要するに、市町村に対する安定的な地方財政措置を行うのであれば、行政基盤の強化のための合併は必要ではないのですか。

○原口国務大臣 これまで政府が一万未満という線引きで合併を進めできましたけれども、今後、私どもの政権としては、総務大臣の合併推進基本指針を廃止しておりまして、一律に人口一万多満といつた基準を設けて、この基準をもとに合併に関して何らかの対応をとるようなことは考えておりません。

○塩川委員 あわせて、大都市圏の市町村で合併が必要だとお考えでしょうか。

○小川大臣政務官 事情は、小規模市町村と同様のところと異なるところ、いろいろあるかと思いますが、国を挙げて、政府を挙げて合併に向かって積極的な取り組みをするということはここで一区切りつけるわけでございまして、いずれにしても、各自治体の自主的な判断を尊重し、必要とあらば助言なり協力を惜しまない形で進めさせていただきたい、これが基本的な考え方でございまます。

○塩川委員 この間合併を迫られた市町村の多くの、率直に言つて、三位一体改革での地方交付税の削減があり、一方で合併特例債などもある、大臣もおつしやつておられたように、いわばあめとむちという中で合併に追い込まれたところが少なくつた。将来、さらに地方財政措置が削減されることは、危機感で合併を選択せざるを得なかつたということが、平成の合併の実情だつたのではないかということです。

そこでお聞きしますが、要するに、市町村に対する安定的な地方財政措置を行うのであれば、行政基盤の強化のための合併は必要ではないのですか。

○原口国務大臣 三位一体改革のような地方財政措置の大幅削減というのを考えておられるのか、その点をお聞かせいただけますか。

○原口国務大臣 地方財政措置の大額削減は全く考えていません。というのは、この一・一兆円だつて、やつと一息ついた、ずっと下がり続けてきたわけですから、それが一息ついた。これですべてだとは思つていらないわけです。むしろ逆に、私は、地方の独自財源をふやすべきだし、緑の分

水の引出さないと、この日本全体、國づくり

され障害が出てくる、このように考えています。

今おっしゃったように、私は余りあめとむちという言葉は使わないんですよ、多分、私の言葉じやなくて渡辺副大臣の言葉じやないかと思いま

すけれども、そういうもので合併をいや應なくするというのではなくて、人口は確かに一万人以内だけれどもやれるんだと。だつて、人口三十万の国だってあるわけだし、あるいは人口がもつと小さな国だってある。そういう中での一人一人の国民の持つ、住民の持つ力を引き出す、そこに焦点を当てていきたいと思っています。

○塩川委員 独自財源をふやすべきだとおつしやつておられるわけですから、そういうことであるのだったら、地方自治体に、市町村に対し、安定的な地方財政措置を行うことになる。そうであれば、行財政基盤の強化、特に財政基盤の強化のための合併というのは、必要ないじやないかと思いまます。

○塩川委員 行財政基盤を強化するということは、何も努力をしないということじやないです。むしろ、先ほど申し上げたように、電子政府化をしたり、クラウド化をして、これは目的ではなくて、行政改革をし、みずからも強い財務体质を持つということは何を意味するかと、御

一緒につくらせていただきました公共サービス基本法、まさにそこに住まう方々に対する公共サービスの質を高め、それを保障するためのものである、このように考えております。

ですから、多分、委員がおつしやりたいのは、行財政基盤の強化ということだ、またどんどん外側から真綿で首を絞めるように自治体を、それこそ牛の鼻輪を持つように水のところへ連れていくことはやめなさいということだと思いますが、まさにその点は委員と全く意見が一致しています。

○塩川委員 そういう点では、平成の合併というものが、行財政基盤の強化が図られたという点では、行政基盤の強化が図られたという点では、検証されていない。そのもとで同じ理由で推進するということには、私は率直に言つて道理がないと考えております。

同時に、自主的な合併を促していく際に、きようは同僚委員からも御議論があつたように、民主的の地域主権において権限移譲の問題がございま

<p>す。これは総務省の文書でも、「今後、地域主権改革の進展により、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しなどが実行されると、今まで以上に、市町村の責任と判断で住民の負託に応えていく必要がある。こうした観点に立つと、市町村の行政基盤の強化を図り、より一層の効率化を図るべき市町村も存在していると考えられる。」このように述べているわけですが、これでも、ここでいわゆる権限移譲を理由にして、基礎自治体の行政基盤の強化が必要だ、だから合併だ、合併が必要だということになりますとかね。</p>	<p>いうことで、結果として合併の枠組みづくりにならぬようなことであれば、それこそ本末転倒なものです。</p> <p>そういう点でも、インデックス二〇〇九にありますように、基礎的自治体の規模や能力の拡大を目指すとあるのが、権限移譲を理由として、小規模団体などが望んでいないような権限移譲を迫ることになつて、結果として合併という枠組みに結びつくものになる、そういう懸念は率直に言つてぬぐえないと思つていますが、大臣のお考えをお聞かせください。</p>
<p>○原口國務大臣 そこは、頭とおしりがひつくり返っています。先ほど申し上げたように、良質な公共サービスを保障するため行政基盤の強化が必要なのであって、行政基盤の強化が合併の目的でもなければ、まさにゴールでもございません。</p> <p>逆に言うと、私たちが何を目指しているかというと、例えば高齢者や障害者の支援策一つひとつでみても、国と県と市町村で権限が分かれているわけです。身体障害者手帳の交付は県がやり、市町村が介護保険、社会福祉の現場事務をやる。身近な市町村で高齢者、障害者の暮らしをトータルサポートするためには、独自の財源を地域が獲得することも含めて税財源の基盤の強化ということが多い大事だ、こういう論理で言つております。</p> <p>今までと逆ですから、私たちも頭を切りかえて国民の皆さんに御説明を申し上げたいと思います。</p>	<p>原口大臣、大変お疲れさまでございます。</p> <p>私は、この質疑の冒頭に、いささか大きな前置きを置きたいというふうに思います。日本のこれまでの政治の最大の問題点は、国家のビジョンがないこと。あつたとしても、それをそのとおり実行するリーダーシップが欠けていたことにあつたと思います。五十年後、百年後、日本がどうなっているのか、それを視野に置いて今何をするのか。それなくして、ただその場しのぎの近視眼的ななびほう策ばかりを弄してきたのがこれまでの政治ではなかつたかと思います。あすが見えないことが国民の不安を増幅して、日本全体が縮み志向に陥っている。そうした状況を何としても政治が脱していく、その第一歩をしていかなければいけないというふうに感じているところです。</p> <p>このところの報道で、原口大臣は次の総理補助を含めて、日本のこれから五十年、百年の国家の見取り図、これまで日本にそうしたものが欠いていたことについて、ぜひ政権の一員として原口大臣の御見解をまずお伺いしたいと思います。</p>
<p>○原口國務大臣 ありがとうございます。</p> <p>国家百年の計を立てるということは、とても大変なことだと思います。</p> <p>その上で、これから百年は日本はどう行くべきか、そこについて申し上げると、依存と分配の</p>	<p>この間、昭和の合併のときにも産業基盤の強化ということを理由に合併が進められましたし、平成の合併も地方分権改革の名のもとに合併が進められましたし、今度、地域主権の改革の名のもとに合併が推進されることになりはしないか、そういう強い懸念を持つていてことを申し上げて、質問を終わります。</p> <p>○柿澤委員長 次に、柿澤未途君。</p> <p>原口大臣、大変お疲れさまでございまます。</p> <p>私は、この質疑の冒頭に、いささか大きな前置きを置きたいというふうに思います。日本のこれまでの政治の最大の問題点は、国家のビジョンがないこと。あつたとしても、それをそのとおり実行するリーダーシップが欠けていたことにあつたと思います。五十年後、百年後、日本がどうなっているのか、それを視野に置いて今何をするのか。それなくして、ただその場しのぎの近視眼的ななびほう策ばかりを弄してきたのがこれまでの政治ではなかつたかと思います。あすが見えないことが国民の不安を増幅して、日本全体が縮み志向に陥っている。そうした状況を何としても政治が脱していく、その第一歩をしていかなければいけないというふうに感じているところです。</p> <p>その上で、私は三つの平和ということを申し上げていますけれども、地球環境の平和、世界のいわゆる暴力のない平和、そして心のうちなる平和、この三つを実践していくことが、私たちがこれからやるべきことだというふうに考えております。</p> <p>○柿澤委員 大変雄弁に語つていただきました。これを冒頭にお伺いしたのは、別に原口大臣を持ち上げて何かしようというつもりは全然ありません。</p> <p>ここからちょっとお伺いをしたい。</p> <p>国家の基本構造であります地方制度について、民主党、そして原口大臣、現政権は、二層構造を考えているのか、三層構造を考えているのか、ここについては今もつて明確でないというふうに思いますが、この点について、原口大臣は、二層構造に対するのか、三層構造にするのか、基本的な考え方としてどちらなのか、明快に御答弁をいただきたいと思います。</p>

ほどのいいと考えています。つまり、依存と分配のピラミッドの、こういうう縫であればあるほど弱い。先ほど脳とコンピューターの違いについてお話をしましたが、変化に対応できるシステムとというのは多層構造なんです。つまり、リナックス型で、オープンソースで、さまざまな人たちがプロジェクトごとに集まってきて、そして対応して、後はまた地域へ散っていく、こういう形が大事だと思っています。

二層構造か三層構造かと言われば、私は二層構造が望ましい、しかし、過渡的に三層が生まれることはあり得ると思っています。

市選議員 二層構造が望ましく、こういう形

うに絶賛をしておられます。人気のある橋下知事に批判をされて、慌てて政策転換をしたというふうにも見えるけれども、二層構造・三層構造といふのは先ほど申し上げたような国家の基本構造においては、かかわる部分でありますので、こうした形でひとつと政策転換をしたようにも見えるわけですけれども、この点、定見があるんだろうかというふうな疑問も感じられちゃなりません。その点についてはどうしたことなのか、お伺いをしたいと思います。

○原口国務大臣　だから、脳とコンピューターの違いをお話ししたわけです。

つまり、プロジェクトごとに、私は道州といふ

なか実現しないというふうに思っています。
地方自治のプロであります石原信雄元官房副長
官も、道州制はまさに国家構造を変える話であつて、都道府県の合意を待つてでは無理である、困難さは憲法改正と同じだ、こういうことをおしゃられています。そういう意味では、私は今の原口大臣のここまで御答弁を聞いておりますと、最初にある種の国家観を語つていただきましてたけれども、実情は残念ながら今のが基本的にはやつしていくというふうに言つているように聞こえました。
話をちよつとかえたいと思います。議員年金の問題に触れたいたいと思ひます。

ているという不均衡が生じてしまつてゐる。こういう状況の中で、まさに今申し上げたような、一〇一年度には市議会と町村議会の議員年金制度は積立金枯渢という事態に至るということが言わわれているわけです。

この地方議員年金制度については、早ければの通常国会にも法的な見直しを行ふ方針が当初からあつたようありますけれども、残念ながら、これは来年以降に先送りということにされてしまつたようであります。この地方議員年金制度は、私は、ある意味では地方議会の側からそのような制度度はもう廃止したらどうか、こういう提言をした最初の部類の人として、待続可能性もかなり予

大臣としての御答弁をいただきました。

当初、民主党自身も参議院選挙のときはマニフェストで三百の基礎自治体による二層構造を打ち出していたわけです。そして、道州制についてはどうちらかといえば否定的な姿勢だったというふうに思います。衆議院選に向ても基本的にその方向だつたというふうに思うんですけども、去年の四月には、次の内閣で、全国の千八百ある市町村を五から十年後に七百から八百に集約していく、こういうことで政策の取りまとめをされたといふふうに思います。

のも一つの形態だと思っているわけです。ただ、道州が実現できる価値が一体何なのかということ、恐らく経済的な価値なんだろうと思います。橋下さんがおっしゃっているように、自分たちに経済の、どこに空港をつくるとか、どこに港湾をつくるというのを自由にやらせてくれたら、今、都市国家間の競争になつてるので、その競争に勝ち抜ける、そういうプロジェクトでやるのであれば、道州というのは非常に有意義だと。私が涙が出るほど感激したというのは、彼の提案というよりも、当時、巨大与党の中で彼が来てくれたので、それで思わず涙が出るようく感激したのです。

これは民主党時代の話になりますけれども、私が都議会の民主党の政調会長をやらせていただいたときに、地方議員年金の廃止の意見書をつくるうということで都議会民主党の中にプロジェクトチームをつくって、平成十七年でしたが、やつていたことがありました。そのときに、今名古屋市長になつた河村たかしさんにおいでをいただいて、勉強会でいろいろお話を伺つたことがあります。

その結果、平成十八年一月二十七日、議院運営委員会で、民主党提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案の提案理由説明で、河村たかし現

新しい制度になりつつありますので、やはり廃止に向けて取りまとめをしていくべきだと考えますが、御見解をお尋ねしたいと思います。

○原口国務大臣 その前に、先ほどのあれで言いましたと、本当に道州制を射程に入れようとしたから、私たちが考へているようなやわらかいシステム、変化にいつでも対応できるシステム、ぜひそれはシステム論で後で御議論したいと思います。そちの方方が先に行くと思います。

それから、議員年金については先送りしたわけではなくて、まさに議会の身分にかかることがありますから、統一地方選挙がござりますよね、統一地

しかし、六月になつて、この方針が随分大きくなつたと思ひます。これはどういうふうに影響したのかわかりませんが、大阪の橋下府知事から、二層制が最終ゴールというなら日本は滅ぶ、政権担当能力がないと言われても仕方がない、こんな物すごいけんまくで批判をされて、結果として、その後というか、それと軌を一にする形で、自治体の自主性や多様性を尊重しながら基礎自治体の規模や能力の拡大を目指す、将来的には州の創設についても検討をするということで政策を転換したわけであります。

たと言つたので、彼が声がでかいから、その意見に流されたわけでは全然ございません。

○柿澤委員 先ほど御答弁で明確に、二層か三層かといえば、二層の方が理想的には望ましい、こういうお話をありました。そのことを確認させていただきましたが、我が党は、前にもこの総務委員会で申し上げましたけれども、地域主権型道州制を目指している立場として、将来的に都道府県、例えば関西がまとまって関西州を目指しますよという場合には、それはどうぞやりください、ということと推し進めていくんだ、バツクアップツ

市長が民主党議員として「昨年末、都議会民主民主党は、我が国初めてとなる地方議員共済年金の廃止を求める意見書を取りまとめました。残念ながら、賛成は民主党と生活者ネットのみ、他のすべての会派の反対多数で採択されなかつたそうです。」と、国会の中でこういう取り組みを紹介してもらつたことが過去にございました。

この地方議員年金制度について、今までに積立金が枯渇して資金的に立ち行かなくなる状況に陥つてしまつております。いわゆる平成の大合併と言われる市町村合併の進展により、年金受給枠立

方選挙で多くの都道府県民に聞きたい、これはどちらも伺っております。三つ私たちが案を出して、東京都議会の民主党が出された案というのは、これも一つの画期的な案だというふうに思っています、それも含めて議論を進めていきたい。

ただ、地方議会の議員にかかるボランティア、私はよく河村市長と議論するのですが、ボランティアの定義そのものが私は河村市長とはちよつと違っています。そのところをいろいろい

な議論をしておるわけですが、今の御提案

当時、次の内閣の総務大臣だった原口大臣と橋下府知事との会談で、原口大臣は橋下府知事からお話を聞いて、涙が出るぐらい感激したというふ

していくんだというお話をだつたと思いますけれども、このスタンスでは、残念ながら、私たちが目指しているような地域主権型の道州制の姿はなか

象となる議員退職者が急増する、一方で現役の議員の数は減っていく。掛金と給付金の収支について、今や一人の現役議員が約三人の退職者を支え

も含めてしつかりと、これは国民有権者が御判断されることだと思いますので、総務省とした断られることだと思いますので、総務省とした
ら、私の今の意見は、できるだけ存続をし、地方

議会の機能やさまざまな役割をもつともっと強化できる方向に進めばなどというふうに考えているところです。

○柿澤委員 できるだけ存続をしというお話をあります。私は、ここは廃止に向けた御答弁があるのかなというふうに思つておりましたので、や意外に受けとめております。

いずれにしても、この地方議員年金制度を存続させるということになれば、大変な見直しと、かなりの公費負担が避けられないことが指摘されています。これは廃止をした場合でも同じなわけでありますけれども、しかし、基本的な考え方として、地方議員に国民年金を初めてとした基本的な年金が一方で支給をされているにもかからず、議員だけに特化をした年金制度を、公費負担が例えば四割とかいう中で存続させるというのが果たして正当化できるんだろうか、この問題意識を持つて制度の見直しに取り組んでいただきたいというふうに思つております。その点につきましてはいかがでしょうか。

○原口国務大臣 私たちはマニフェストにおいて、すべての年金を一元化したい、そういうことを約束しているわけです。その上で、これは国会議員年金もそうですが、地方議会の議員年金も国民の御理解なくして存続することはできません。国会議員年金についてはもうなくなつたわけです。国民の理解と、それから議員という、先ほど議員の役割の強化とか……。

これは公的なものを作れる負担でどのように支えるかという話ですから、しっかりと今の観点も踏まえて議論を詰めてまいりたいと考えています。

○柿澤委員 ありがとうございました。終わります。

○近藤委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○近藤委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します

す。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、議題となつた市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法案は、市町村合併に対し、都道府県が積極的かつ強力に関与することを初め、当時の政権が国策とした平成の合併を推進するために、累次の改正の中で盛り込んできた合併しつけの仕組みを大きく削除するものであります。ですが、合併の可否についての住民の参加、意思の反映が十分には保障されていないという、合併特例法が持つている問題点は基本的に変わらないからであります。

旧合併特例法は、一九九五年には合併推進を目的とした方向に大きく転換され、一九九九年の地方分権一括法など、その後も改正が重ねられました。とりわけ二〇〇四年には、総務大臣による市町村合併促進の基本方針の策定や勧告など、合併推進への都道府県知事の権限強化などが盛り込まれ、合併を押しつけるための集大成となつたのであります。

全国の市町村数は、一九九九年の三千二百三十二から、本年三月末までに千七百三十まで激減することとなりますが、日本列島の各地で住民サービスの低下、行政と住民相互の連帯の弱まり、周辺部の衰退など、深刻な弊害がさまざまと浮き彫りとなっています。一昨年九月、全国町村会はこれまで以上の合併推進を行わないことを求めましたが、当然であります。

そもそも、合併するかしないかという自治体にとって最も重要な問題は、住民の十分な参加と圧倒的な同意によって決せられるべきであることは明らかです。本法案が、合併しつけの仕組みを大きく削除することは当然であります。しかし、例えは有権者が五十分の一以上の署名をもつて合併協議会設置を請求できる住民発議制度が合併推進側だけに与えられているなど、偏った内容を残しています。住民の参加、意思の反映が十分には保障されていないという問題点は基本的

に変わつていません。

反対理由の第二は、鳩山政権は、権限移譲を強引に進め、その受け皿となる基礎的自治体の行財政基盤の強化が必要としてこれを進めようとしていますが、これは前政権と同じように、市町村を対象の討論を行います。

反対理由の第一は、本法案は、市町村合併に対するために、累次の改正の中で盛り込んできた合併しつけの仕組みを大きく削除するものであります。ですが、合併の可否についての住民の参加、意思の反映が十分には保障されていないという、市町村を合併しかないという状況に追い込んでいくことになるからです。

昨年の総選挙での民主党政策集には、「権限の移譲に並行する形で、自治体の自主性や多様性を尊重しながら、基礎的自治体の規模や能力の拡大を目指す」と明記しています。基礎的自治体の行財政基盤の強化、これは前政権が平成の合併を進めてきた看板文句でした。幾ら強制でなく自主的にいつても、権限移譲の受け皿にふさわしい基礎的自治体にと行財政基盤の強化を迫るのでは、市町村は合併選択への不安から解き放たれることはないであります。

反対理由の第一として述べたこととあわせ、本法案は、行く行くは合併を選択せざるを得なくななる市町村に、その一步を踏み出させるために使われるものとなるのであり、以上を述べて、反対討論とするものであります。

○近藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○近藤委員長 これより採決に入ります。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○近藤委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します

提出者から趣旨の説明を求めます。黄川田徹君。

○黄川田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 今回の改正により、法の目的が、市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運用に努めること。

二 近年、市町村合併が政策的に推進されてきた経緯にかんがみ、合併市町村の行財政運営や住民参加、住民サービスの状況を引き続き調査・分析し、合併市町村の円滑な行政運営への権限移譲を積極的に推進するとともに、それを支えるに足る地方税財政制度の確立に向け、地方との誠実な協議を行うこと。

三 近年の市町村合併の進展を踏まえ、市町村などについて、引き続き検討を進めること。

四 広域的な行政の在り方や市町村合併により難い小規模市町村における事務執行の在り方などについて、引き続き検討を進めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○近藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○近藤委員長 〔賛成者起立〕

起立多数。よって、本動議のとおり可決いたしました。

○近藤委員長 〔賛成者起立〕

起立多数。よって、本動議のとおり可決いたしました。

○近藤委員長 これ際、総務大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。原口総務大臣。
○原口國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○近藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○近藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会